

目黒区 男女平等・共同参画推進計画

(平成23年度～27年度)

【素案】

平成23年3月

目 黒 区

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画改定の趣旨	2
2	計画の目的	2
3	計画の性格・位置付け	2
4	計画期間	3
5	計画の体系	3
6	計画の体系図	4
7	課題ごとの指標	6

第2章 計画の内容

目標(大項目) 1	あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	8
課題(中項目) 1 - 1	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	9
課題(中項目) 1 - 2	地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	10
課題(中項目) 1 - 3	働く場における男女平等・共同参画の促進	13
課題(中項目) 1 - 4	教育及び学習の場における男女平等・共同参画の理解促進	15
目標(大項目) 2	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	18
課題(中項目) 2 - 1	仕事と生活の両立支援	19
課題(中項目) 2 - 2	子育て支援	22
課題(中項目) 2 - 3	介護支援	25
目標(大項目) 3	人権が尊重される社会の形成	27
課題(中項目) 3 - 1	人権を尊重する意識の醸成	27
課題(中項目) 3 - 2	配偶者等からの暴力の防止	29
課題(中項目) 3 - 3	生涯にわたる健康支援	32
目標(大項目) 4	男女平等・共同参画の推進体制の強化	34
課題(中項目) 4 - 1	計画の推進体制の充実	34
課題(中項目) 4 - 2	計画の進行管理	36
課題(中項目) 4 - 3	区民、事業者等との協働	36
課題(中項目) 4 - 4	国、東京都、他自治体との連携	37

資料

1	目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例	39
2	目黒区男女平等・共同参画推進計画改定までの経過	45
3	目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿	46
4	男女平等・共同参画推進に向けての主なあゆみ	47
5	平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査の概要	50
6	男女共同参画社会基本法	54
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	60

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」(以下「条例」という。)に基づき、平成16年2月に策定した「目黒区男女平等・共同参画推進計画(平成16年度～平成22年度)」(以下「前推進計画」という。)は、平成22年度末で計画期間を終了します。

前推進計画においては、男女平等・共同参画社会の実現に向けた目標や方向、取り組むべき施策、具体的事業を定めています。各課が事業を実施し、その事業実績を区長の付属機関である目黒区男女平等・共同参画審議会が評価することにより、計画の進捗状況と今後の課題を明らかにしながら男女平等・共同参画を着実に推進してきました。

しかしながら、職場や家庭、地域においては依然として固定的な性別役割意識が根強く残っています。また、政策決定過程や経済活動への女性の参画、子育てや介護への男性の参画など、いまだ十分に進んでいない状況にあります。

平成19年7月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)では、区市町村による配偶者からの暴力の防止等に関する基本計画の策定が努力義務となるなど、配偶者からの暴力の防止に向けた取組の強化が求められています。また、国において平成19年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、ワーク・ライフ・バランスを推進する動きが急速に広がっています。とりわけ男性に多く見られる仕事偏重のライフスタイルを変換することが求められています。

こうした状況を踏まえ、前推進計画の取組を継承しつつも、社会情勢の変化によって生じた課題に対応するため、「目黒区男女平等・共同参画推進計画」を改定します。

2 計画の目的

本計画は、「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」の基本理念に基づき、男女が平等に共同参画する社会づくりに向けて、男女が個人として尊重され、ともに責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、職場、地域などあらゆる分野において共同参画する社会を目指し、区が総合的に施策を展開するためのものです。

3 計画の性格・位置付け

本計画は、目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例第8条に定める計画です。

本計画は、前推進計画を継承し、さらに発展させる計画です。

本計画は、「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画(平成22年度～平成31年度)」を踏まえるとともに、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。

本計画は、目黒区男女平等・共同参画審議会の答申の趣旨を尊重し、改定するものです。

本計画は、条例の基本理念を具体化し、達成すべき目標と方向を明確にし、区、区民及び事業者が協働して取り組む際の指針とするものです。

施策の推進に当たっては、区の各部門において所管事業として取り組むため、本計画の中では具体的な実施年度、事業費及び実施規模は特定化していません。

本計画の課題（中項目）3 - 2「配偶者等からの暴力の防止」を、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けます。

4 計画期間

本計画は、平成23年度から平成27年度までの5か年の計画とします。ただし、この間の社会状況の変化に伴い、必要に応じて本計画の事業を見直すこととします。

5 計画の体系

本計画では、男女が平等に共同参画する社会づくりを実現するため、4つの目標を設定し、総合的に施策を展開します。

そして、目標を実現するための課題を明らかにし、その課題を解決するため取り組むべき施策の方向や具体的事業等を提示します。

また、目標ごとに一つの課題（中項目）を選定し、重点的に取り組むこととします。重点項目については、社会情勢や前推進計画から引き継ぐ課題等を踏まえ、選定しました。

目標 = 大項目	重点項目（課題 = 中項目）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進
2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	仕事と生活の両立支援
3 人権が尊重される社会の形成	配偶者等からの暴力の防止
4 男女平等・共同参画の推進体制の強化	計画の推進体制の充実

さらに、本計画では、達成状況を確認し、計画の進捗を把握するため、目標とする数量的な指標を設定しました。

6 計画の体系図

= 重点項目

目標 (大項目)	課題 (中項目)	施策の方向 (小項目)
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	(1) 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進	審議会などにおける男女平等・共同参画の推進
		ポジティブ・アクションの推進
	(2) 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	地域活動への参加促進
		地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発
		男女平等・共同参画に関する活動団体への支援
	(3) 働く場における男女平等・共同参画の促進	事業者における男女平等・共同参画の促進
		女性のチャレンジ支援
		区における男女平等・共同参画の推進
	(4) 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進	生涯学習における男女平等教育の促進と支援
		教員への男女平等・共同参画の意識啓発
		メディア・リテラシー教育の推進
	2 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進	(1) 仕事と生活の両立支援
男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備		
男性の家庭における自立の促進		
(2) 子育て支援		多様な保育サービスの充実
		ひとり親家庭に対する支援
		地域での子育て支援
(3) 介護支援		高齢者の自立支援と社会参加の促進
		介護事業の充実

3

人権が尊重される社会の形成

(1) 人権を尊重する意識の醸成	あらゆる暴力の防止
	セクシュアル・ハラスメントの防止
(2) 配偶者等からの暴力の防止	暴力の未然防止と早期発見
	被害者に対する相談・支援の充実
	関係機関・団体等との連携の強化
(3) 生涯にわたる健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進
	生涯にわたる健康保持・増進支援

4

男女平等・共同参画の推進体制の強化

(1) 計画の推進体制の充実	推進体制の充実
	男女平等・共同参画センター事業の充実
(2) 計画の進行管理	進捗状況の評価、改善
(3) 区民、事業者等との協働	協働事業の充実
(4) 国、東京都、他自治体との連携	国、東京都、他自治体との連携強化

太枠内は、目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とする。

7 課題ごとの指標

= 重点項目

目標 (大項目)	課題(中項目)		指標	現状値	平成 27 年度 目標値
1 あらゆる分野における 男女平等 共同参画の推進	1	政策決定及び意思決定 過程への男女平等・共 同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機 関の女性委員の割合	32.0%	50%
	2	地域、団体活動の充実 と男女平等・共同参画 の促進	地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	41.3%	50%
	3	働く場における男女平 等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.2%	25%
	4	教育及び学習の場にお ける男女平等・共同参 画への理解促進	学校教育での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	73.6%	80%
2 ワークライフバラ ンス仕事と生活の 調和の推進	1	仕事と生活の両立支援	固定的な性別役割分担意識 「反対・どちらかといえば反対」と思う人 の割合	55.1%	70%
	2	子育て支援	家庭生活(家事・育児・介護)での男女 平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	10.6%	20%
	3	介護支援			
3 人権が尊重される 社会の形成	1	人権を尊重する意識の 醸成	セクシュアル・ハラスメントの被害経験 者の割合	9.1%	ゼロ
	2	配偶者等からの暴力の 防止	身体的暴力の被害経験者の割合	5.1%	ゼロ
	3	生涯にわたる健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツという 言葉の意味を知っている人の割合	-	20%
4 男女平等 共同参画の推進体制の強化	1	計画の推進体制の充実	区の男女平等・共同参画施策を「どれ も知らない」人の割合	73.9%	60%
			目黒区男女平等・共同参画センターを 知っている人の割合	6.9%	20%
	2	計画の進行管理	-	-	-
	3	区民、事業者等との協 働	-	-	-
4	国、東京都、他自治体と の連携	-	-	-	

第 2 章

計 画 の 内 容

各事業の区分については、以下のとおりです。

新規：新たに取り組む事業及び既存事業の中から本計画に新たに盛り込む事業です。

継続：前推進計画に掲載されていた事業で、継続して実施する事業です。前推進計画の複数の事業が統合された事業も含まれます。

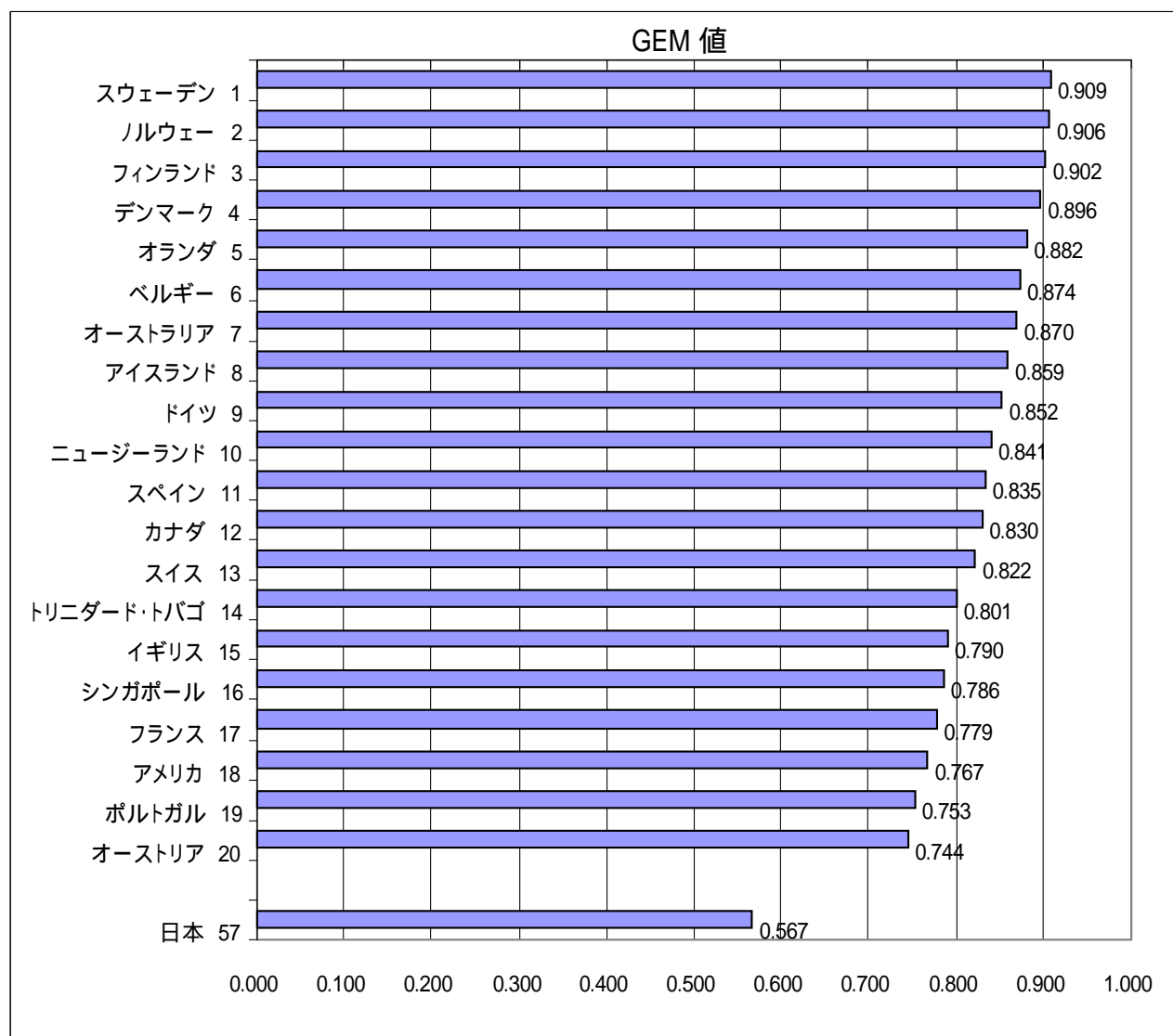
第2章 計画の内容

目標（大項目）1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

さまざまな分野における女性の参画の程度を示すジェンダー・エンパワーメント指数¹は、109か国中57位と低く、国においても女性が十分に活躍できる環境が整っていない状況にあります。

男女が平等に共同参画する社会を実現するためには、男女が、その性別にかかわらず対等なパートナーとして家庭、職場、地域などあらゆる分野でともに責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会環境をつくる必要があります。

【GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）】



出典：平成22年度版男女共同参画白書

1 ジェンダー・エンパワーメント指数（Gender Empowerment Measure = GEM）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものです。

具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合、管理職に占める女性の割合、男女の推定勤労所得を用いて算出しています。

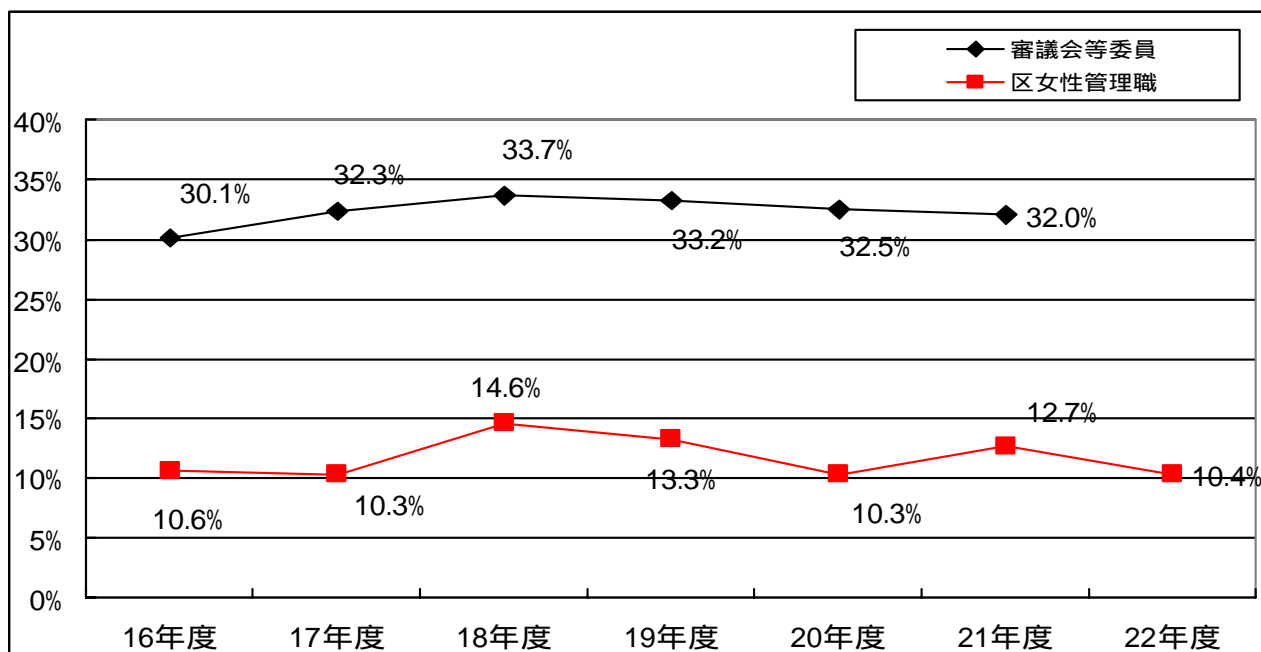
課題（中項目）1 - 1 政策決定及び意思決定過程への男女平等・共同参画の推進

男女平等・共同参画を推進するためには、男女がともに政策決定や意思決定をする過程に参画することが重要です。

区では、「目黒区基本計画（平成22年度～平成31年度）」において、審議会等の女性委員の割合を50%にするという目標を掲げています。しかし、平成22年3月1日時点の数値は32.0%と、目標値には近づいていません。

また、区の女性管理職の割合についても、約1割と低い状況にあります。

【意思決定・政策決定過程への女性割合の推移】



このように、政策決定・意思決定の過程が一方の性に偏っていることは、多様な意見が反映されにくいだけでなく、女性が能力を伸ばす機会が少なくなるという意味でも、望ましい状況ではありません。

これらのことを踏まえ、性別や年齢にとらわれず、バランスよく政策決定・意思決定過程に参画できるように、ポジティブ・アクション¹をはじめとした施策を推進していきます。

1 ポジティブ・アクション=Positive Action

積極的改善措置。男女共同参画社会基本法において、「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」と定義されています。

積極的改善措置は、男女の実質的な機会の平等を目指すものであり、さまざまな人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではありません。

施策の方向（小項目） 審議会などにおける男女平等・共同参画の推進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
1	審議会などへの女性の積極的登用	付属機関等の委員選定にあたっては、女性委員50%の目標に向けて取組を進めるため、改選時の女性委員の選出依頼と改選結果の報告を求め、女性の登用に努めます。	関係各課(政策企画課)	継続
2	区政モニターへの男女平等の機会の確保	区政モニターの構成員の男女比率が一方の性に偏らないよう配慮し、男女平等の機会を確保します。	区民の声課	継続
3	女性の人材活用	国立女性教育会館で整備している「男女共同参画人材情報データベース」などについて各課に周知し、女性の人材活用を進めます。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目） ポジティブ・アクションの推進

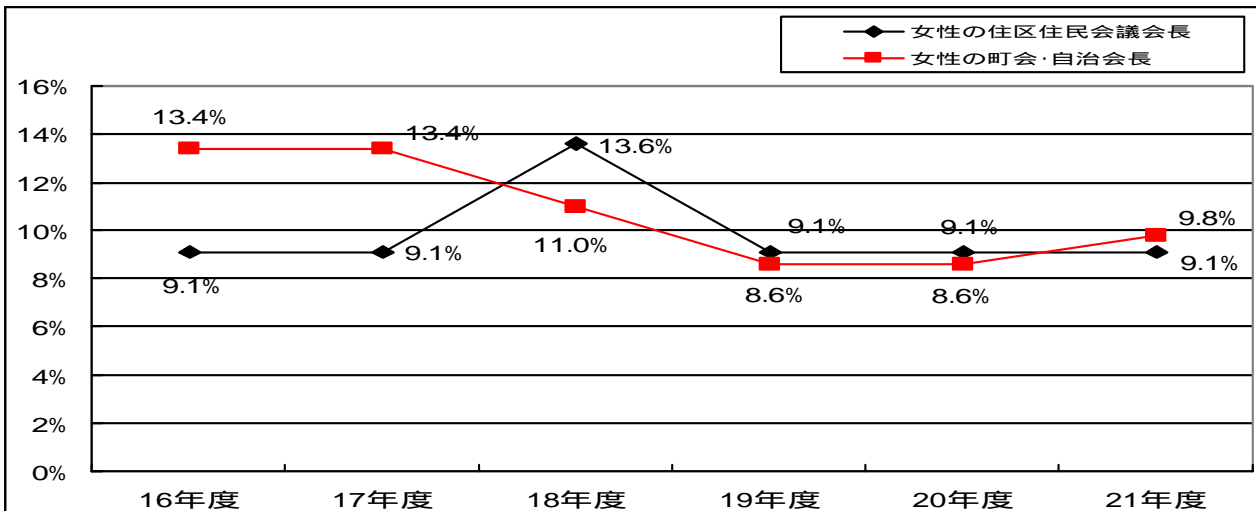
事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
4	女性職員の育成の推進	管理職試験・係長試験・主任主事試験の受験奨励などで女性職員の育成を推進します。	全課(人事課)	継続
5	女性の参画促進に向けた啓発	あらゆる分野に女性の参画促進を図るための啓発を行います。	人権政策課	継続
6	女性の人材育成講座の開催	女性の参画意識の醸成及びリーダー育成を目的とした講座を開催します。	人権政策課、地域学習課	継続
7	派遣研修の実施	リーダー育成を目的に、女性団体の構成員に対する研修派遣及び会議などへの参加支援を行います。	人権政策課	継続

課題（中項目） 1 - 2 地域、団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

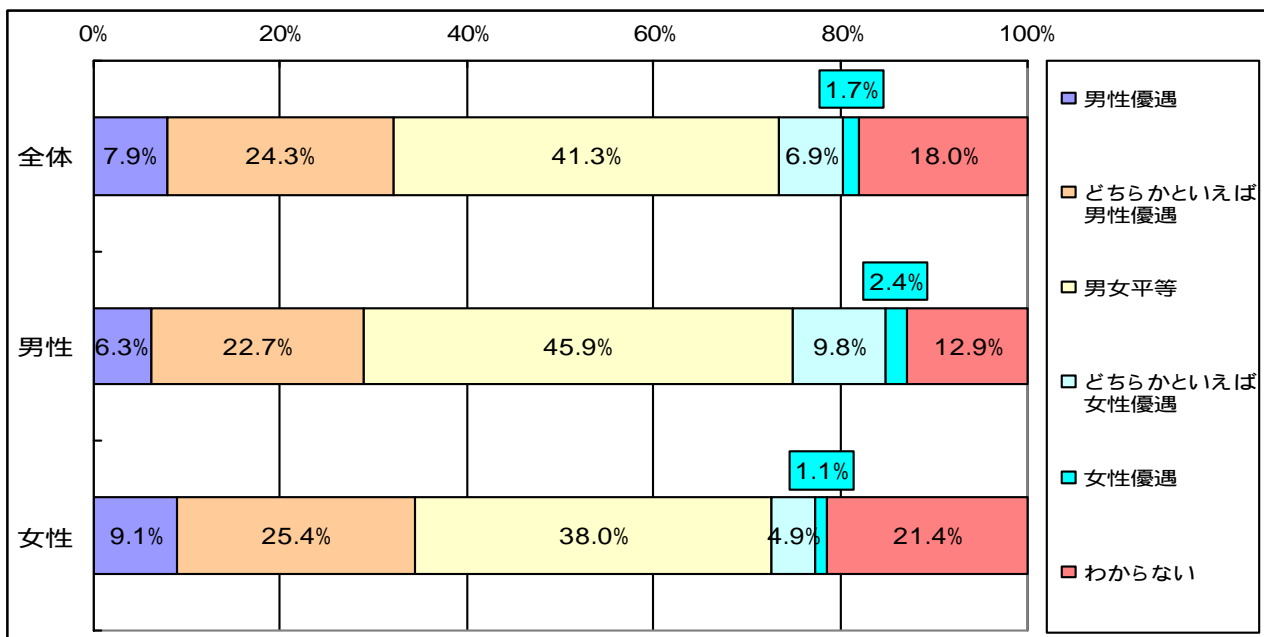
地域活動の代表者は、大多数が男性であり、女性の割合は圧倒的に少ない状況です。

また、「平成 22 年度男女平等・共同参画に関する意識調査」の結果では、「地域活動の場においては女性よりも男性が優遇されている」という区民の意識が表れています。

【地域活動代表者の女性割合の推移】



【地域の活動や行事での男女平等意識】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

これらの状況を改善し、地域活動に多様な意見を反映させることが課題となっています。地域活動への参加促進に向けては、引き続き、男女ともに参加しやすい時間帯での講座の設定や一時保育の実施など、環境整備に努めます。また、団塊の世代が定年を迎え、仕事等で培った知識や経験などを活かせる場の提供が課題となっています。男女がともに、地域・団体活動に参加し、活躍できるよう、総合的な支援を進めていきます。

施策の方向（小項目） 地域活動への参加促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
8	地域活動への参加促進に向けた啓発	地域活動への参加を促進するため、事業者に対し啓発を行います。	人権政策課	継続
9	働く男女が参加しやすい講座等の開催	各種講座の開催に当たっては、参加しやすい曜日や時間帯の開催を配慮します。	人権政策課、消費生活・区民センター整備課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域学習課、スポーツ振興課、関係各課	継続
10	講座等における保育者の配置	講座等の開催に当たっては、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。	関係各課(人権政策課)	継続
11	施設内保育スペースの設置検討	施設の新築や改築の際は、保育スペースの設置について検討します。	関係各課	継続
12	講座等における保育従事者登録事業の実施	区が主催する行事・講座の実施や区民が自主的な活動を行う際に保育者を配置しやすいよう、保育者登録事業を継続します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目） 地域活動における男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
13	団体に対する男女の平等な共同参画意識の啓発	男女が均等に地域活動に参画し、ともに活動を担うための啓発を行います。	防災課、地域振興課、スポーツ振興課、関係各課	継続

施策の方向（小項目） 男女平等・共同参画に関する活動団体への支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
14	男女平等・共同参画に関する情報の収集と提供	区民の学習を支援するため、男女平等・共同参画センター資料室において書籍や資料の収集と提供を行います。	人権政策課	継続
15	学習・交流の場の提供	男女平等を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続

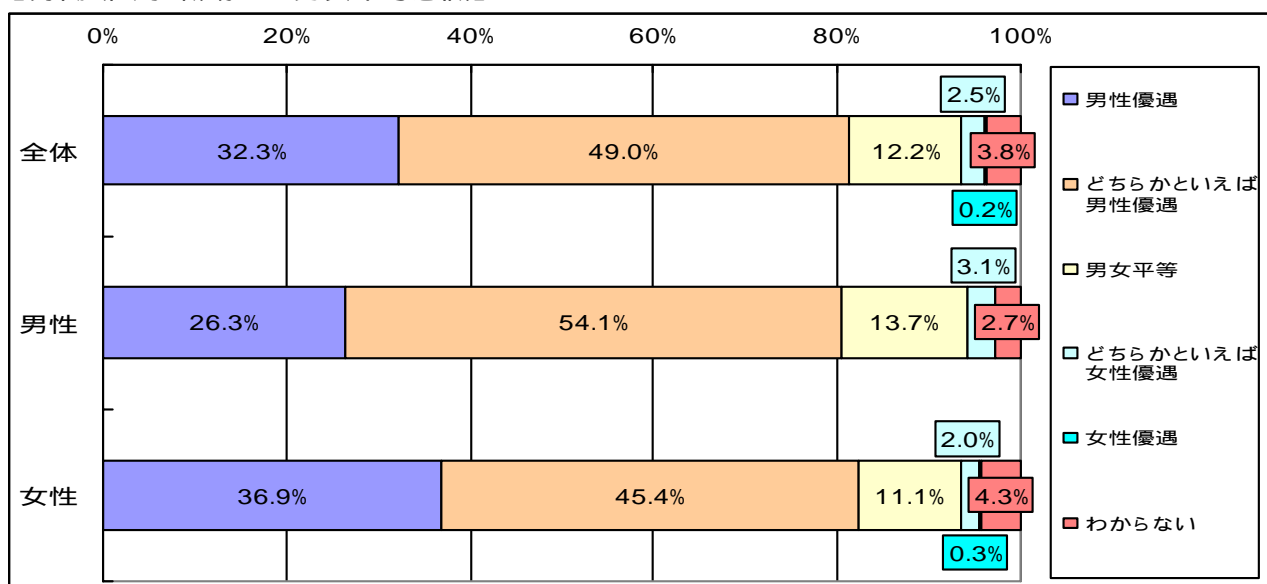
16	団体相互の交流の促進	男女平等・共同参画センターで活動する団体を支援するため、交流促進事業を実施します。	人権政策課	継続
17	派遣研修の実施【7再掲】	リーダー育成を目的に、女性団体の構成員に対する研修派遣及び会議などへの参加支援を行います。	人権政策課	継続
18	講師派遣等支援事業の実施	区民活動を支援するため、社会教育関係団体への講師派遣事業を行います。	地域学習課	継続

課題（中項目）1 - 3 働く場における男女平等・共同参画の促進

「平成22年度男女平等・共同参画に関する意識調査」では、8割以上の区民が、労働・雇用・職場においては「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」と感じています。

男女がともに働きやすい職場環境づくりの推進は、女性の働く環境の改善だけにととまらず、事業者の成長や発展にもつながります。

【労働・雇用・職場での男女平等意識】



平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

この状況を改善するため、職場環境づくりについて事業者への働きかけをさらに強化していくとともに、女性の再就職や起業支援、就業を継続できる環境づくりなど、女性のチャレンジ支援に取り組みます。

また、事業者の立場から、区においても、男女平等・共同参画の促進を図っていきます。

施策の方向（小項目） 事業者における男女平等・共同参画の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
19	事業者への啓発	啓発誌を発行するとともに、国や東京都が作成したパンフレットなどを活用し、事業者の理解促進を図ります。	人権政策課、観光・雇用課	継続
20	事業者への情報提供の充実	インターネットを活用した効果的な情報提供のあり方を検討します。	人権政策課	新規
21	男女平等推進事業者に対する優遇方式の検討	入札・契約において、事業者における男女平等推進状況により優遇する方式の検討を進めます。	契約課	継続

施策の方向（小項目） 女性のチャレンジ支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
22	起業、就労などに関する講座の開催	女性の多様な働き方を支援するための各種講座等を開催します。	人権政策課、産業経済課	継続
23	起業に関する相談事業の実施	起業に関する相談を行います。	産業経済課	継続
24	各種融資事業の実施	女性起業家や女性自営業者への支援として中小企業資金等の融資・あっせんを行い、離職者の生活再建の支援として社会福祉協議会による総合支援資金の貸付を行います。また、配偶者のいない女性の自立支援を目的として女性福祉資金の貸付を行います。	産業経済課、健康福祉計画課、子ども政策課	継続
25	就労相談事業の実施	ワークサポートめぐろにおいて、就労相談事業を実施します。また、内職の紹介を行います。	観光・雇用課、高齢福祉課	継続

施策の方向（小項目） 区における男女平等・共同参画の推進

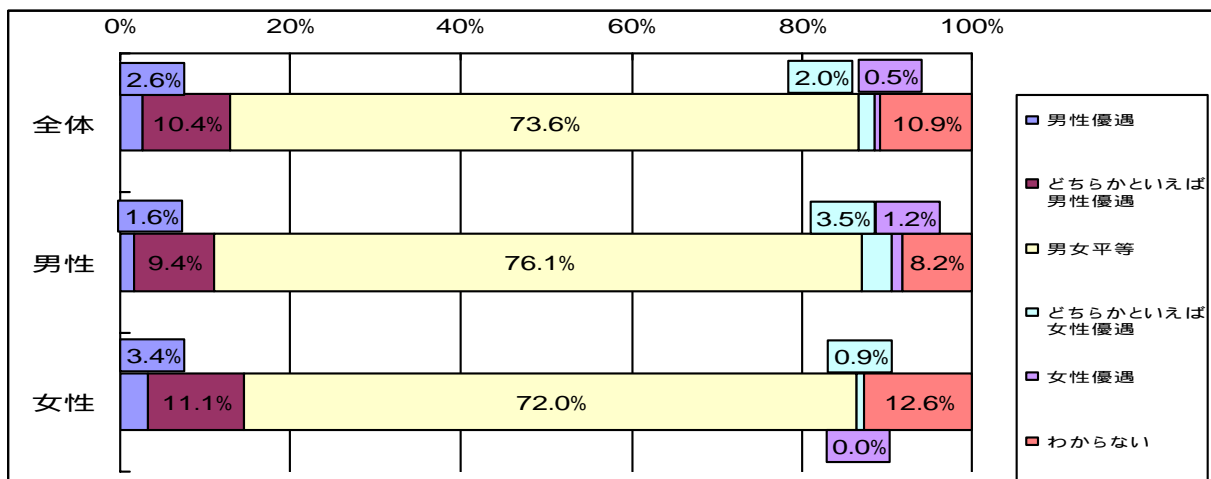
事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
26	職員配置や職務分担における男女構成の適正化推進	職務実態を踏まえて、性別に偏らない職員配置や職務分担を推進します。	全課（人事課）	継続
27	女性職員に対する係長・管理職試験の受験奨励	政策決定や組織運営の場に男女が適正に参画できるよう、係長・管理職試験に対し、女性職員が積極的に受験するよう奨励します。	全課（人事課）	継続
28	職員広報、啓発冊子による啓発	区職員に男女平等に対する理解を深めるため、職員広報や啓発冊子で周知します。	広報課、人権政策課	継続
29	男女平等・共同参画研修の実施	区職員の男女平等意識を育成するため、男女平等・共同参画研修を実施します。	人権政策課、人事課	継続

課題（中項目）1 - 4 教育及び学習の場における男女平等・共同参画への理解促進

「父は厳しく、母は優しく」「男の子らしさ、女の子らしさ」といった男性像、女性像など、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子どもが自らの資質や個性を開花させていくためには、教育及び学習の場における男女平等・共同参画の理解が重要となります。

このことを踏まえ、子どもが性別により将来の可能性を限定することがないよう、男女平等教育の促進に努めます。また、家庭は子どもの人格形成の基礎をつくる場であり、男女平等意識を広くむ出発点でもあります。性別にこだわらず子ども一人ひとりの個性を伸ばすことができるよう、家庭に対する男女平等教育に関する情報の提供を行います。

【学校教育での男女平等意識】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

施策の方向（小項目） 生涯学習における男女平等教育の促進と支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
30	男女平等教育推進のための情報提供	各種たよりの発行や進路指導などに活用するための啓発資料の作成・配布により、情報提供を行います。	指導課	継続
31	男女平等の視点に立った保育の実施	区立保育園や学童保育クラブにおいて、男女平等の視点に立った保育の充実に努めます。	子育て支援課、保育課	継続
32	男女平等の視点に立った学習情報や機会の提供	男女の性別にかかわらず学習の機会が得られるよう、学習情報や機会の提供を行います。	企画調整課	継続
33	講座等における保育者の配置【10再掲】	講座等の開催に当たっては、子育てをしている区民が参加できるよう、保育者を配置します。	関係各課(人権政策課)	継続
34	施設内保育スペースの設置検討【11再掲】	施設の新築や改築の際は、保育スペースの設置について検討します。	関係各課	継続
35	社会教育講座における男女平等意識の醸成	社会教育講座を実施する中で、男女平等意識の醸成を図ります。	地域学習課	継続
36	参加型の啓発の実施	男女平等・共同参画の理解を促進するため、参加型の啓発事業を検討します。	人権政策課	新規

施策の方向（小項目） 教員への男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
37	男女混合名簿の使用	出席簿において男女に順序をつけるような取扱いをしないため、男女混合名簿の使用を継続します。	指導課	継続
38	教員に対する男女平等研修の実施	学校における男女平等教育の推進を図るため、研修を実施します。	めぐろ学校サポートセンター	継続
39	男女平等教育に関する研究の奨励	男女平等教育についての研究を奨励します。	指導課	継続
40	女性教員に対する管理職試験への受験奨励	女性教員に対し、管理職試験を受験するよう奨励します。	指導課	継続

施策の方向（小項目） **メディア・リテラシー¹教育の推進**

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
41	学校教育におけるメディア・リテラシーの育成	児童・生徒に対し、メディアからの情報を主体的に解釈し情報について考える力などのメディア・リテラシーの育成を推進するため、小学校へのICT支援員の派遣及び中学校を対象としたICT支援業務委託を行います。	指導課	継続
42	社会教育におけるメディア・リテラシー教育の実施	社会教育において、メディアからの情報を主体的に解釈し、考える力を育成します。	人権政策課、地域学習課	継続

1 メディア・リテラシー=Media Literacy

メディアからの情報を主体的に読み解き、批判し、表現する能力。メディアからの情報をただ受け止めるだけでなく、情報を能動的に解釈したり批判する能力と、自分で考え、自分の意見を表現・発信する能力をいいます。

女性に関わる問題としては、固定的な役割分担意識に基づいた映像や言葉による表現、女性に対する暴力や性の商品化など、男女平等・共同参画の方向性に反した表現があります。

目標（大項目）2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

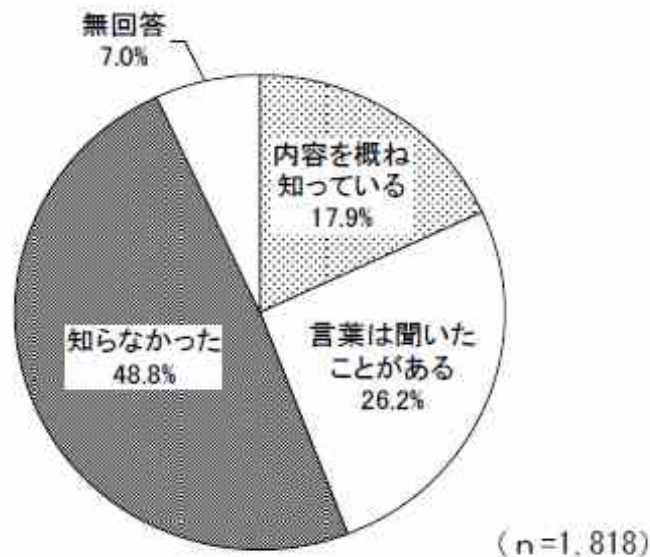
ワーク・ライフ・バランス¹を実現するためには、男女がともに働き方を見直し、個人それぞれの多様な価値観に基づいた生活のできる環境をつくることが求められます。

そのためには、男女がともにワーク・ライフ・バランスの重要性を認識するとともに、事業者が個人の多様な選択を可能にする制度を構築し、支援していくことが重要です。

しかし、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や取組についての認知度はいまだ低い状況にあります。

今後はワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、男女ともに仕事と生活を調和させた豊かな生活を送れるよう、事業を展開していきます。

【ワーク・ライフ・バランスの認知度】



第41回（平成21年度）目黒区世論調査

1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

課題（中項目）2 - 1 仕事と生活の両立支援

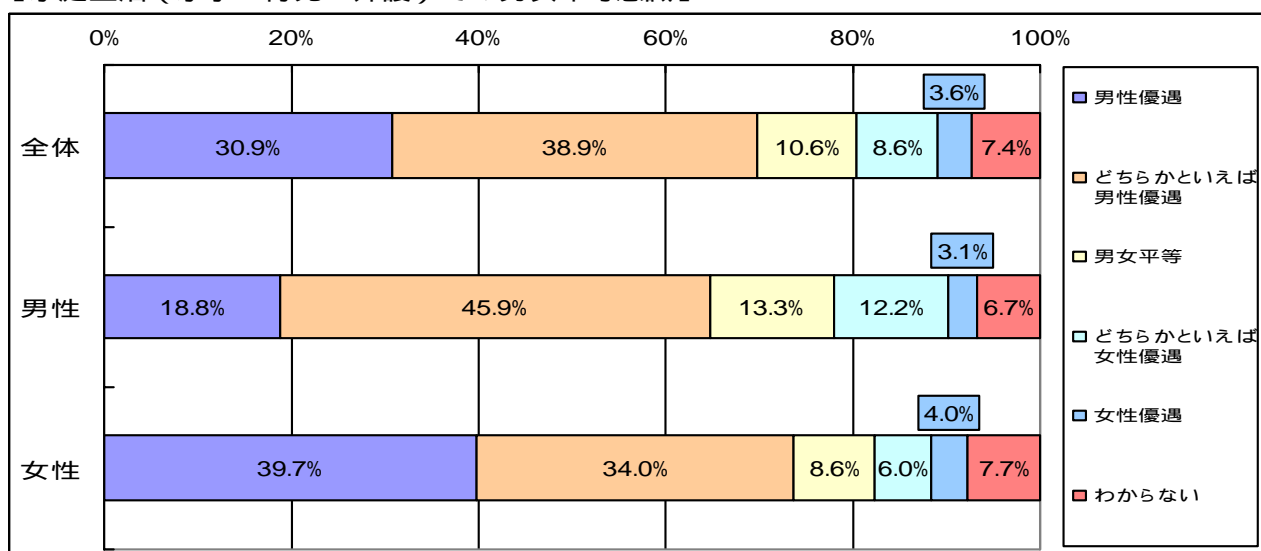
価値観が多様化し、仕事と生活の調和を図りたいと考える人が増える一方、結婚や出産を機に離職する女性の割合は依然として高く、男性の仕事優先の働き方も続いています。

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性や能力をさまざまな分野で発揮し、仕事と生活を調和させた豊かな生活を営むためには、男性が家庭で自立し、男女ともが家事・育児・介護をわかちあう環境づくりと、多様な働き方を可能にする職場体制の整備が不可欠です。

事業者にとっては、仕事と生活の両立支援策を充実させることにより、優秀な人材の確保、社員の意欲向上、生産性の向上など、多くのメリットがあります。

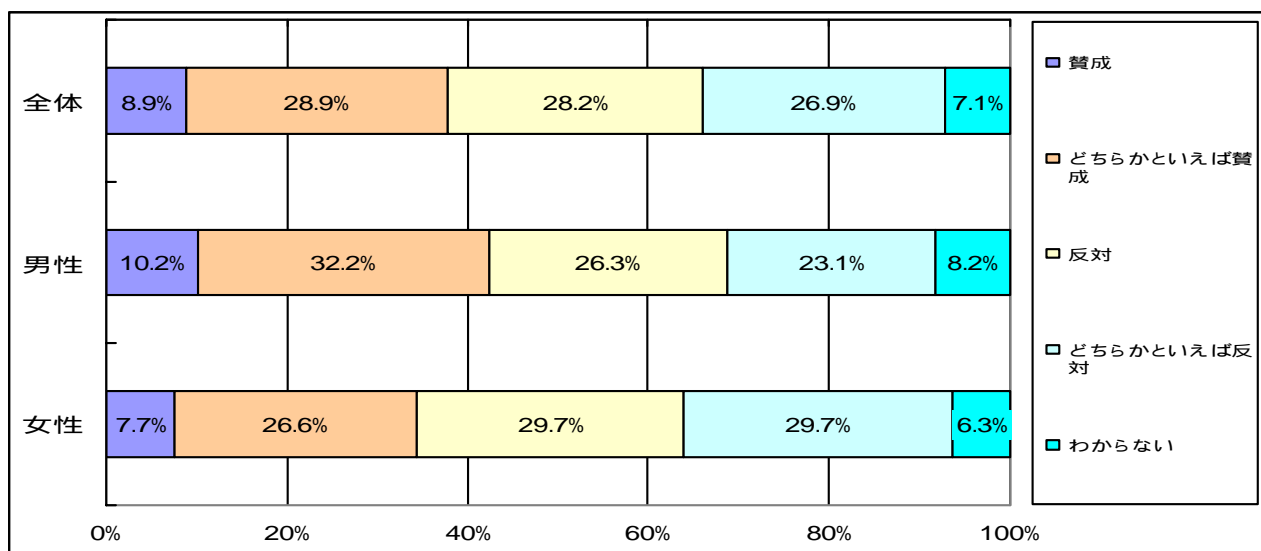
ワーク・ライフ・バランスの実現には事業者の理解・協力が不可欠であり、事業者に対する取組を積極的に進めていきます。

【家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識】



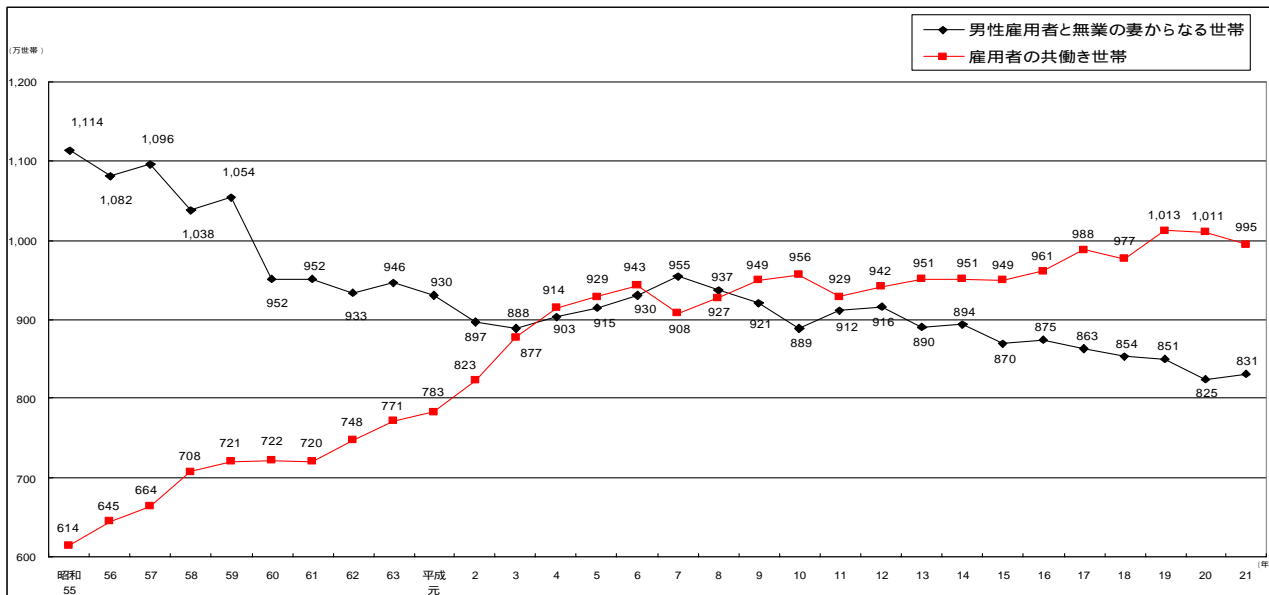
平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

【「男は仕事、女は家事・育児」という考え方について】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

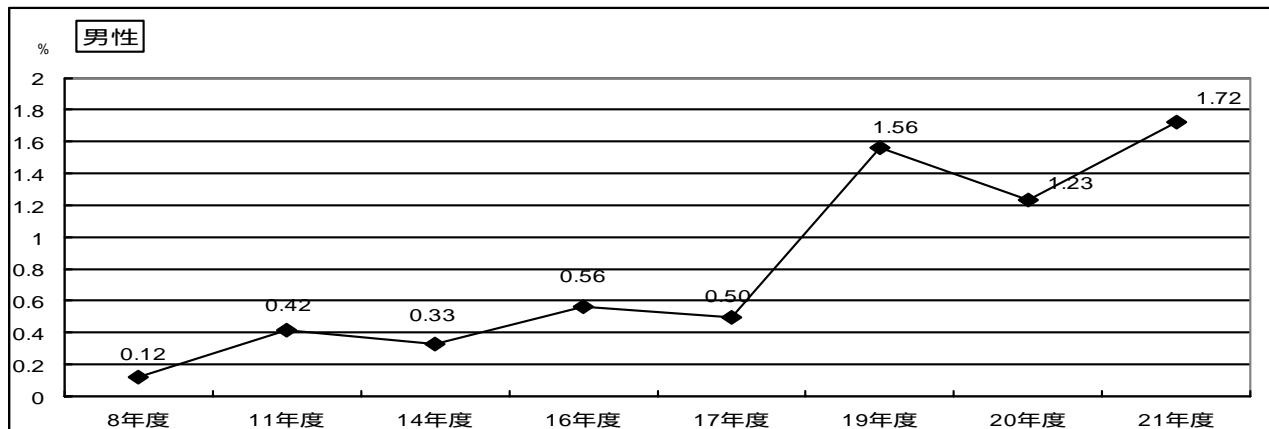
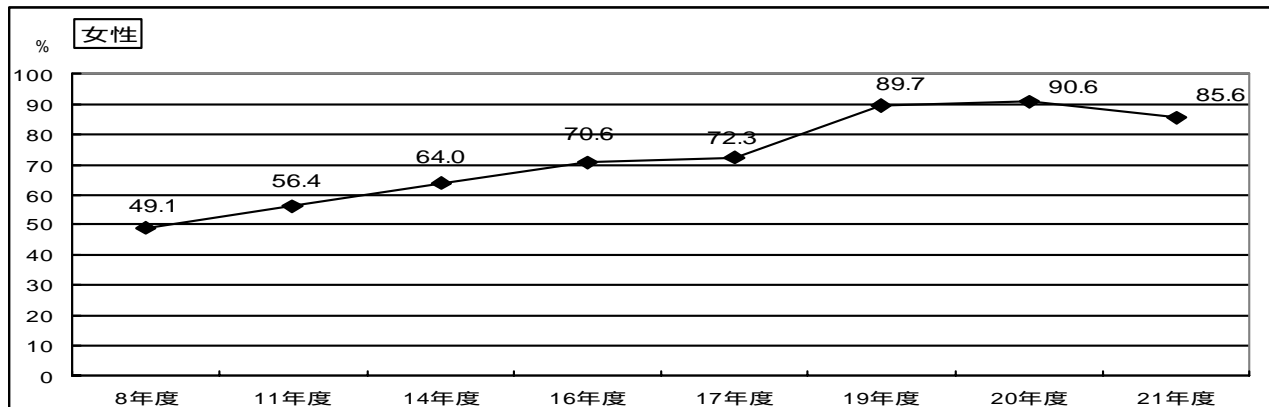
【共働き等世帯数の推移（全国）】



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

出典：内閣府「平成22年度版男女共同参画白書」

【育児休業取得率の推移】



育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

出典：平成21年度雇用機会基本調査

施策の方向（小項目） 事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
43	事業者における取組の情報収集	区内事業者のワーク・ライフ・バランスの取組に関する情報を収集します。	人権政策課	新規
44	ワーク・ライフ・バランス表彰制度の実施	ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる区内事業者を表彰し、区報等で周知します。	人権政策課	新規
45	事業者向け啓発事業の実施	ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるために、区内事業者に啓発用DVDの貸出を行うとともに、具体的な取組を紹介する啓発講座を実施します。	人権政策課	新規

施策の方向（小項目） 男女が子育てや介護を担いながら働くための職場環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
46	子育てや介護を担いながら働くための意識啓発	男女がともに子育てや介護を担いながら働くための法制度の普及や意識づくりに向けた啓発を行います。	人権政策課、観光・雇用課	継続
47	職員の育児・介護休業制度の利用促進	区職員に対し、育児・介護休業制度の利用を周知・奨励します。	全課（人事課）	継続
48	職員の家族による職場参観の実施	区職員の家族（主に子ども）が職場や施設の見学等を通じて、働く父親・母親への理解を促進するための「職場参観」の実施方法や課題等について検討します。	人権政策課、人事課	新規

施策の方向（小項目） 男性の家庭における自立の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
49	男性の参画促進に向けた意識啓発	家事や子育て、介護の分野に男性の参画を促進するための啓発を行います。	人権政策課	継続
50	家事、育児、介護に関する知識・技術を習得する機会の提供	男性向けの料理教室や家事講座、消費者教室、育児教室、家族介護教室など、男性の家庭における自立のための基礎的知識や技術を習得することを目的とした講座を開催します。	人権政策課、消費生活・区民センター整備課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、地域学習課	継続

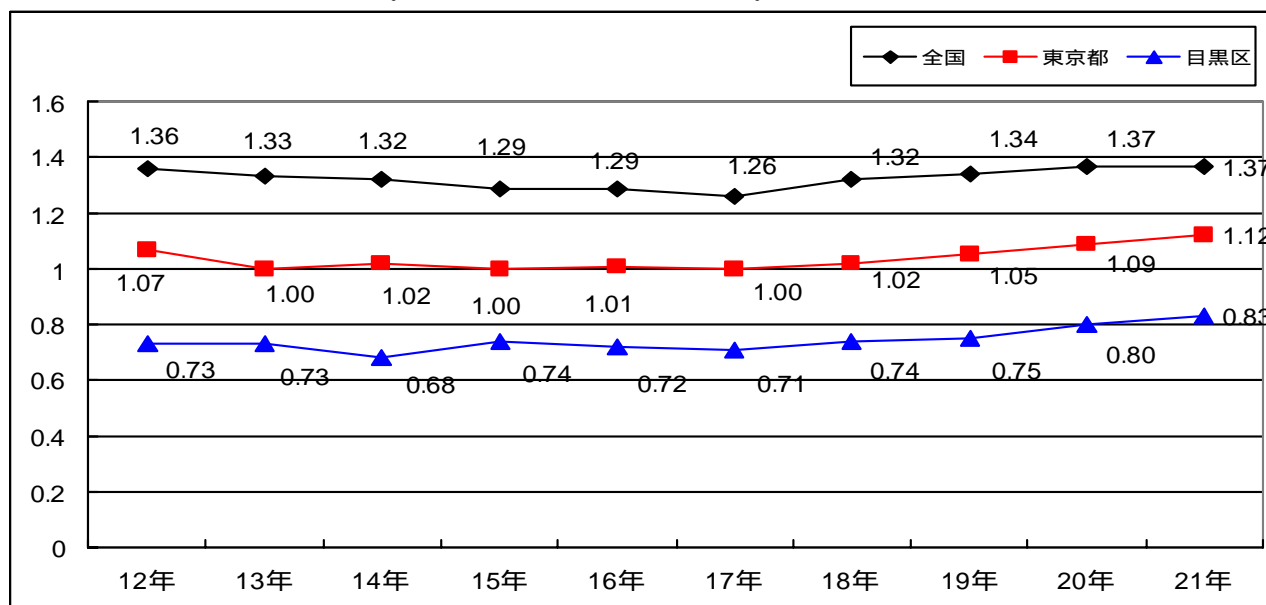
課題（中項目）2 - 2 子育て支援

地域で子どもを育てるという連帯意識の希薄化に伴う子育て家庭の孤立化により、子育てに対する負担感や不安を持つ人が増加しています。また、女性の社会進出や家族形態の多様化に伴い、子育てを取り巻く環境は変化しています。

子どもを持つことを希望する人が安心して子育てに取り組める社会づくりと、子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを実現するためには、働きながら子育てをしている親への支援に限らず、子育てをしている人全体への社会的支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、子育てに関する相談機能を充実させ、ひとり親家庭への支援を行うとともに、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを推進していきます。

【合計特殊出生率¹の推移】（21年の数値は推計値です。）

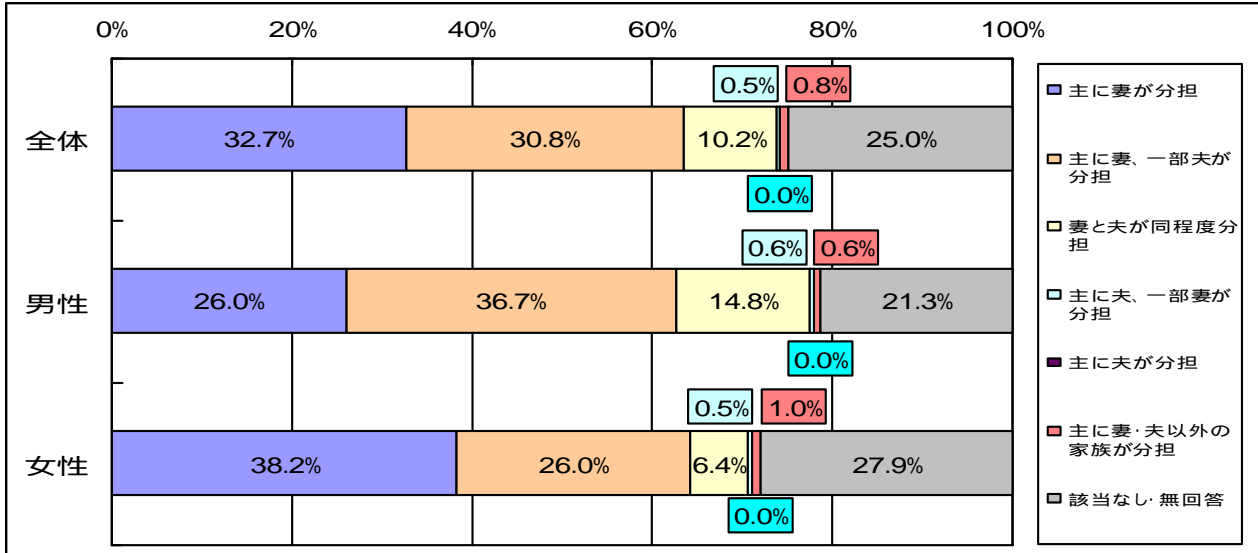


出典：全国「人口動態統計の概況」
東京都「東京都衛生年報」
目黒区「目黒区の健康福祉」

1 合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、この出生率が続いたと仮定した場合に、一人の女性が生涯に平均何人の子どもを産むかを示す値です。

【育児の分担について】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

施策の方向（小項目） 多様な保育サービスの充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
51	保育所機能の充実	社会状況の変化に対応し、多様な保育ニーズに応えるとともに、子育て相談など地域の子育て支援事業を含め、保育所機能の充実を図ります。	保育課	継続
52	緊急一時保育の実施	家族の入院により保育者がいないなど、一時的に保育を必要とする場合に、保育所で就学前の子どもを預かります。	保育課	継続
53	家庭福祉員制度の充実	多様な保育ニーズに対応するため、家庭福祉員制度の充実を図ります。	保育課	継続
54	学童保育クラブの充実	学童保育需要の高い地域に対応できるよう充実を図ります。	子育て支援課	継続
55	育児支援サービス事業の実施	シルバー人材センターにおいて、高齢者の経験と知識を活かし、育児サービスを必要とする家庭への支援を行います。	健康福祉計画課	継続
56	ファミリーサポートセンター事業の実施	ファミリーサポートセンターのあっせんで、子育て家庭への支援を行います。	子ども政策課	継続
57	子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気・出産・看護・仕事などで育児に当たれないとき、区内の施設で短期間養育します。	子ども政策課	継続

施策の方向（小項目） ひとり親家庭に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
58	自立支援の充実	ひとり親家庭に対する相談や母子福祉資金の貸付、母子生活支援施設の運営、児童扶養手当等の各種事業を実施します。	子ども政策課、子育て支援課	継続
59	居住支援事業の実施	ひとり親家庭を対象に、民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います。	住宅課	継続
60	日常生活支援の充実	ひとり親家庭の日常生活を支援するため、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業やひとり親家庭休養ホーム事業などの各種事業を実施します。	子ども政策課	継続

施策の方向（小項目） 地域での子育て支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
61	自主保育グループへの支援	地域で子育てをしている自主保育グループに対して、活動の場の提供や助言などの支援を行います。	碑文谷保健センター、子ども政策課	継続
62	ネットワークづくりへの支援	育児学級やフレッシュママのつどいなどを開催し、育児期の親たちの交流などのネットワークづくりを支援します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
63	子ども家庭支援センター事業の充実	子どもや子育てに関する相談、親子がふれあう場の提供、保育所や児童館などの子育て講座への講師の派遣など、地域の子どもと家庭に関する総合的な支援を行います。	子ども政策課	継続
64	地域教育懇談会への支援	学校、家庭、地域の関係者が話し合う場としての地域教育懇談会の活動に対し、情報提供や活動経費一部負担などの支援を行います。	地域学習課	継続
65	子育てひろば事業の実施	保育所や児童館で子育て相談や納涼会等地域交流事業、園庭開放、育児講座などを実施し、地域の子育てを支援します。	子育て支援課、保育課	継続
66	子育て情報の提供	子育て情報ポータルサイトを運営し、区民目線による子育て情報を発信します。	子ども政策課	新規

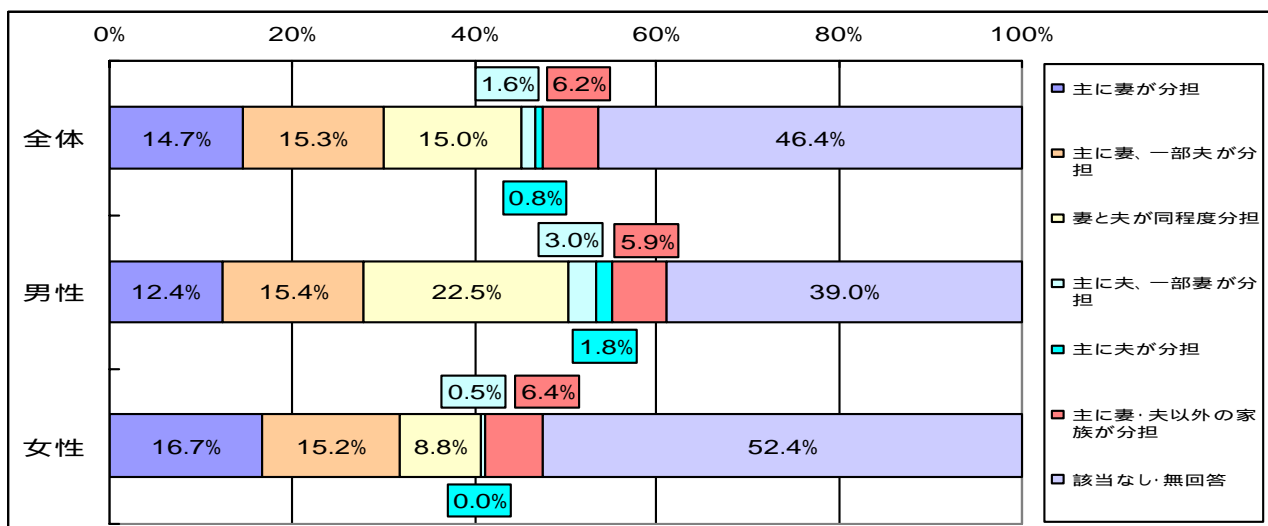
課題（中項目）2 - 3 介護支援

急激な高齢化により、今後は元気な高齢者が増える一方、一人暮らしや介護を必要とする高齢者も増加することが予測されます。すべての高齢者が、意欲・能力を活かして仕事や地域活動に参加し、住み慣れた地域に安心して住み続け、趣味などの生きがいを持って生活するためには、自立支援や社会参加の促進が必要です。

多様なニーズに対応するためには、施設の整備のほかに、地域でサポートする仕組みをつくっていく必要があります。

介護保険制度が施行されて以来、さまざまな介護サービスが導入されてきましたが、家庭での介護は依然として女性が担っていることが少なくありません。今後とも介護の社会化を推進していきます。

【介護の分担について】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

施策の方向（小項目） 高齢者の自立支援と社会参加の促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
67	各種相談事業の充実と連携	高齢者に係わる各種相談事業を充実させるとともに、相談機関の連携を図ります。	高齢福祉課、地域ケア推進課、生活福祉課	継続
68	権利擁護センター事業の実施	権利擁護センターめぐろにおいて、高齢や障害などのため、判断能力が不十分な方の財産・金銭管理・契約行為などについての相談事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用支援事業、苦情調整事業を実施します。	健康福祉計画課	継続
69	高齢者福祉住宅の確保	住宅マスタープランに基づき、高齢者のための住宅の確保に努めます。	住宅課	継続

70	居住支援事業の実施	高齢者に対する民間賃貸住宅のあっせんや家賃助成事業を行います。	住宅課	継続
71	高齢者福祉住宅の提供	高齢者福祉住宅を運営管理します。	高齢福祉課	継続
72	住宅改修給付事業の実施	高齢者の自立生活を支援するため、住宅改修給付事業を行います。	高齢福祉課	継続
73	生きがい支援事業の実施	老人いこいの家や高齢者センター事業、老人クラブへの支援を行います。	高齢福祉課	継続
74	就労支援事業の実施	シルバー人材センターにおいて、就労意欲のある高齢者を対象に、働く場の確保と情報提供を行います。	健康福祉計画課	継続

施策の方向（小項目） 介護事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
75	介護に関する相談事業の充実と情報提供	介護に関する相談を行うとともに、情報の提供を行います。	高齢福祉課、地域ケア推進課、障害福祉課	継続
76	専門相談の実施	認知症の早期発見、早期治療を目的に認知症相談事業を実施します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
77	在宅介護支援事業の充実	高齢者の在宅生活を支援するため、在宅支援ヘルパー、介護用品等の給付など、在宅福祉サービス事業を行います。	高齢福祉課	継続
78	介護保険制度の実施	高齢者の介護支援及び生活支援を目的に、介護保険制度を実施します。	介護保険課	継続

目標（大項目）3 人権が尊重される社会の形成

すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためには、男女がともにお互いの個性を認め、人権が尊重される社会を形成することが必要です。

セクシュアル・ハラスメント¹や配偶者からの暴力²、ストーカー行為などの暴力行為は決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

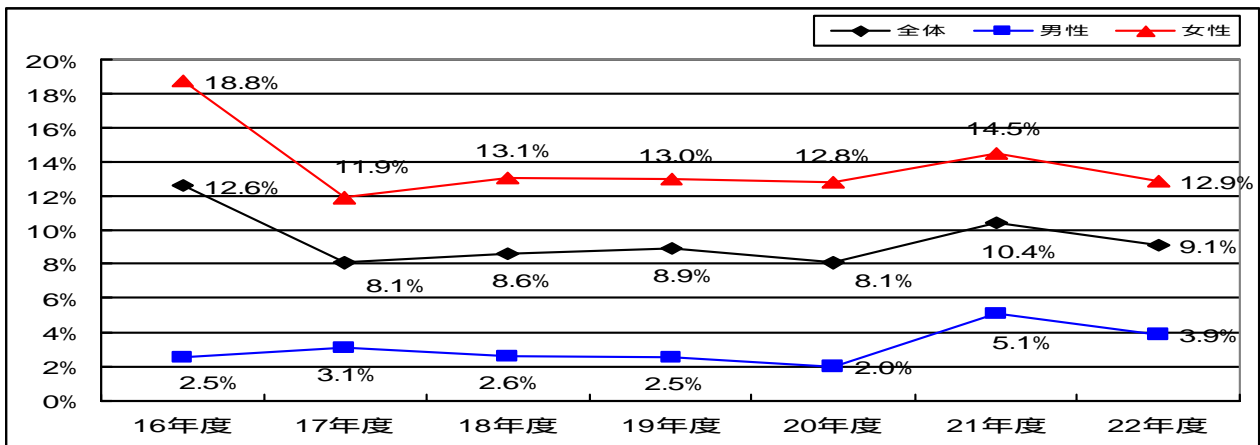
人権が尊重される社会を形成するために、これらの暴力行為を防止し、被害者を支援する仕組みづくりを充実させます。

課題（中項目）3 - 1 人権を尊重する意識の醸成

セクシュアル・ハラスメントについては、社会的な認知が進み、あからさまな行為は少なくなったかにも思われますが、依然としてセクシュアル・ハラスメントによる人権侵害は存在しています。

セクシュアル・ハラスメントのほか、性暴力やストーカー行為などのあらゆる暴力について、その防止に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

【セクシュアル・ハラスメント経験率の推移】



平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

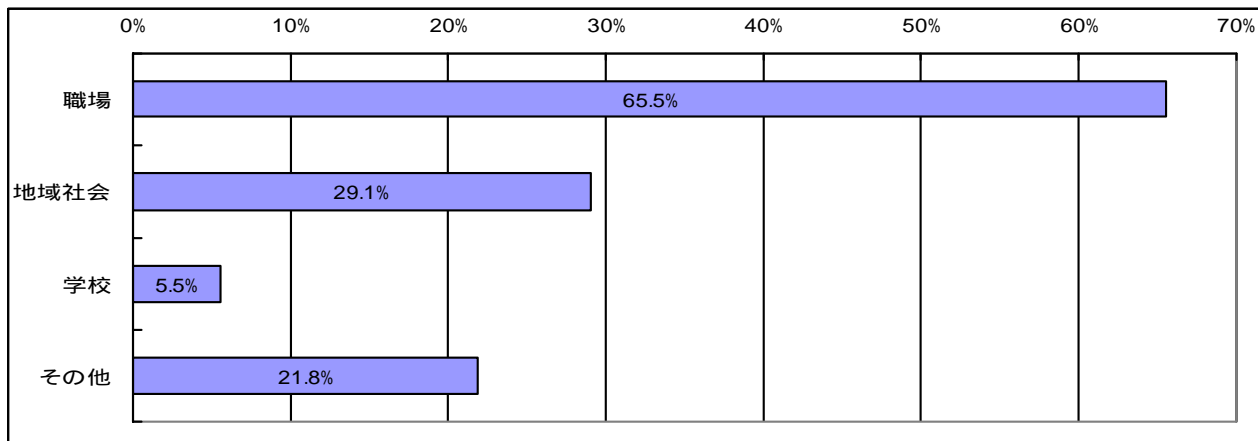
1 セクシュアル・ハラスメント=Sexual harassment

他の者を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人の目に触れる場でのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

2 配偶者からの暴力

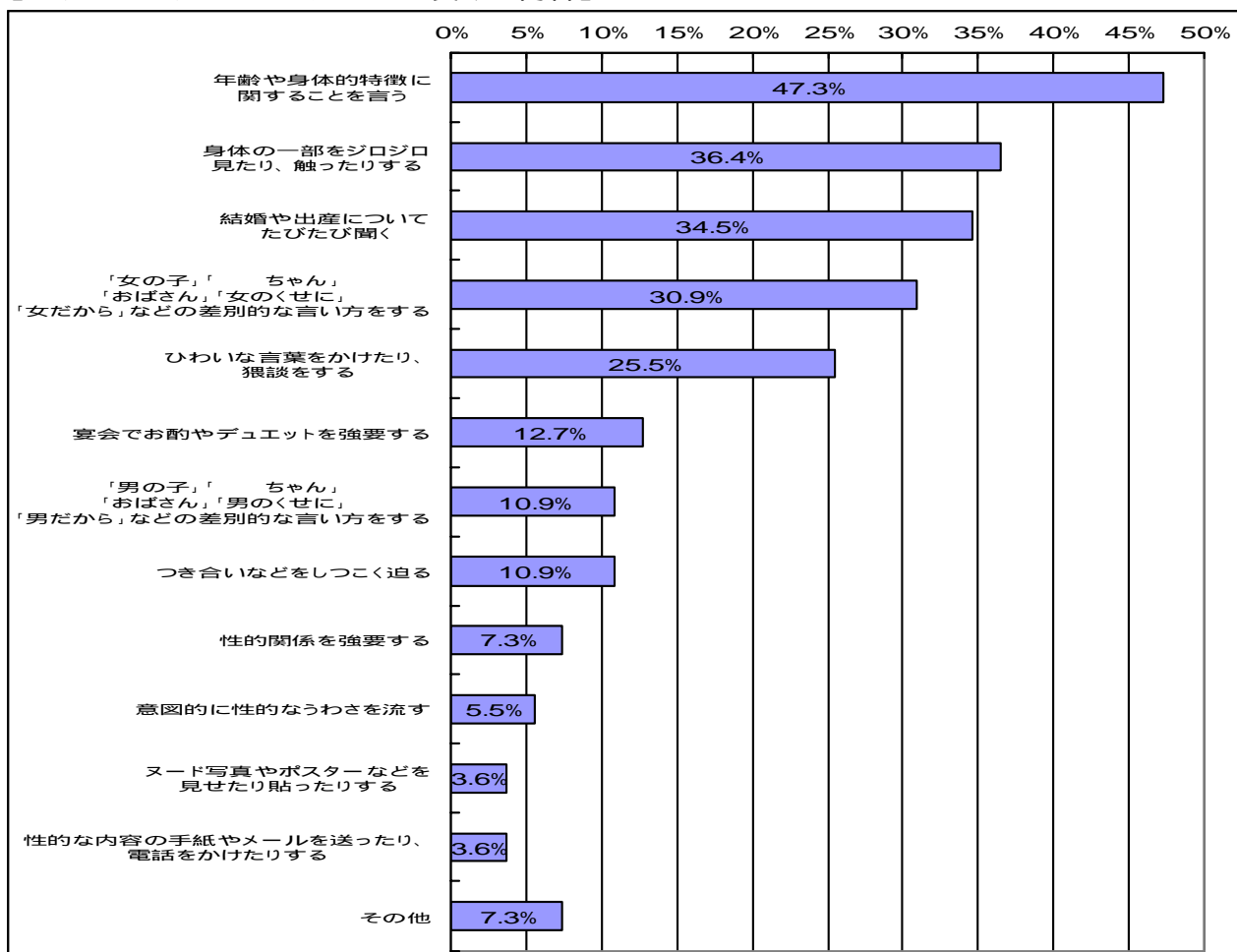
ここでいう配偶者は、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚の場合や離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含まれます。

【セクシュアル・ハラスメントを受けた場所】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

【セクシュアル・ハラスメントを受けた内容】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

施策の方向（小項目） あらゆる暴力の防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
79	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた啓発事業の実施	啓発誌の配布や講座の開催等により暴力の防止に向けた啓発を行います。	人権政策課、地域ケア推進課	継続
80	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生活福祉課、子ども政策課、関係各課	継続

施策の方向（小項目） セクシュアル・ハラスメントの防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
81	事業者等に対する啓発と支援	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、事業者等に対する啓発事業を実施するとともに、事業者等が自ら防止対策を行う際に啓発誌の配布やDVD等の貸出などの支援を行います。	人権政策課、観光・雇用課	継続
82	地域、学校に対する啓発	地域や学校を対象に、啓発誌の発行や男女平等・共同参画センター講座を行います。	人権政策課	継続
83	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課、人権政策課	継続
84	職員に対する研修の実施	区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します。	人権政策課、人事課	継続
85	職員の相談の実施	区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談を実施します。	人権政策課、人事課	継続

課題（中項目） 3 - 2 配偶者等からの暴力の防止

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。家庭という私的な生活の場で発生するため潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに深刻な状態になります。被害者は恐怖や不安を覚え、生活を脅かされ、その尊厳を著しく傷つけられています。

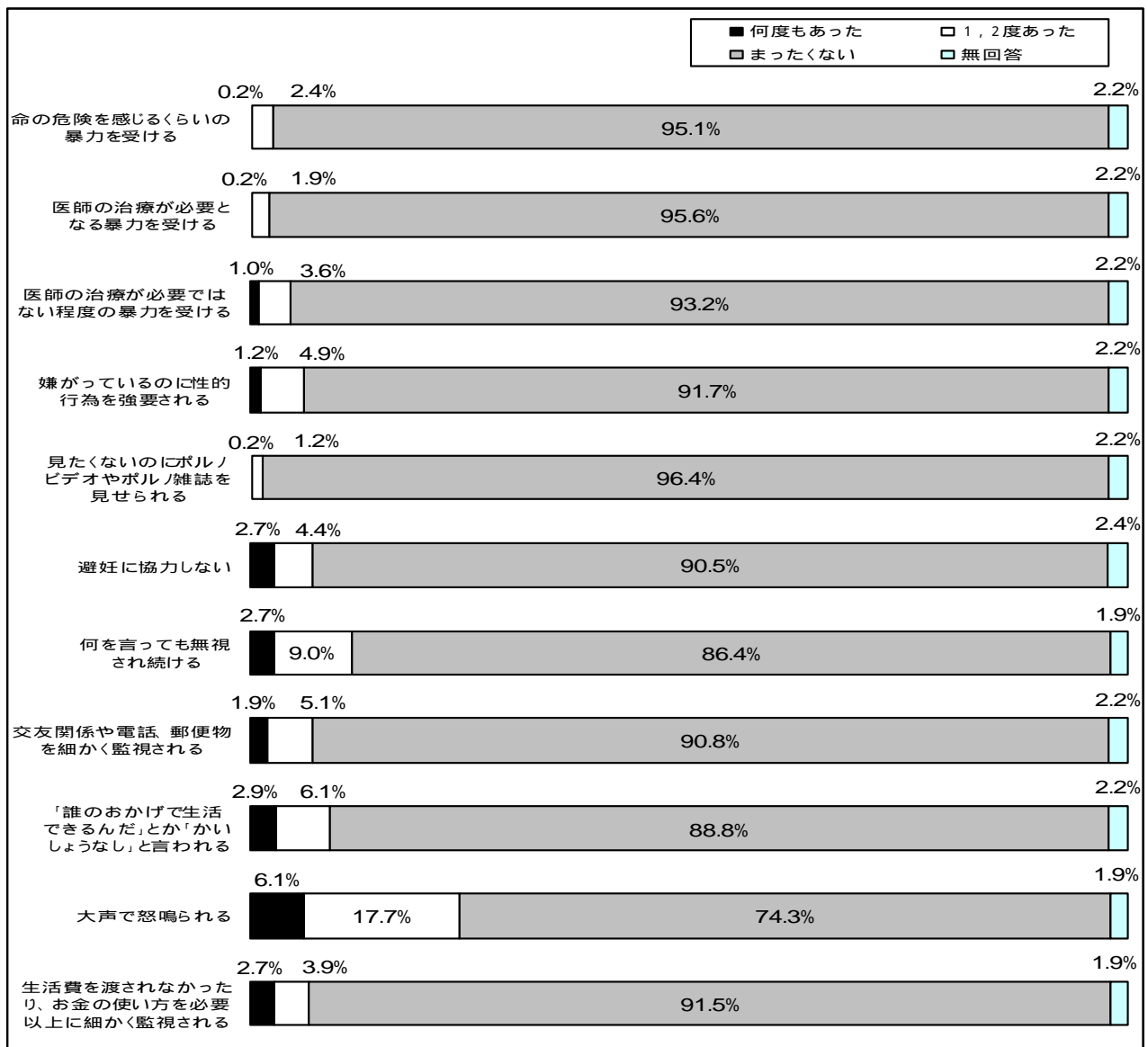
平成 13 年に制定された「配偶者暴力防止法」は、平成 16 年に第一次改正が行われ、さらに平成 19 年 7 月の改正では、保護命令の拡充や区市町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされるなど、配偶者からの暴力防止に向けた取組の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、配偶者からの暴力被害の根絶に向けた未然防止策に加え、相談機能の充実や相談機関の相互連携等、事後救済の制度等の充実を図ります。

また、暴力は配偶者間だけでなく、恋人間でも起きています。こうした交際相手への暴力を特に「デートDV」と言い、今後は若年層を対象とした交際相手から暴力の予防啓発に取り組みます。

なお、本項目 3 - 2 を「配偶者暴力防止法」第 2 条の 3 第 3 項に定める目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と位置づけます。

【配偶者からの暴力経験】



平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

施策の方向（小項目） 暴力の未然防止と早期発見

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
86	男性向け啓発講座等の開催	配偶者等からの暴力防止に向け、男性対象の啓発講座等を開催します。	人権政策課	新規
87	各種相談事業の充実と関係機関との連携	各種相談事業の充実と関係機関との連携体制の充実を図ります。	区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生活福祉課、子ども政策課、関係各課	継続
88	デートDV防止講座の開催	区内高等学校等の生徒及び保護者を対象として、交際中の暴力の防止についての啓発講座を実施します。	人権政策課	新規

施策の方向（小項目） 被害者に対する相談・支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
89	各種相談事業の充実と関係機関との連携 【 87 再掲】	各種相談事業の充実と関係機関との連携体制の充実を図ります。	区民の声課、人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域ケア推進課、生活福祉課、子ども政策課、関係各課	継続
90	各種自立支援事業の実施	被害者の自立を支援するため、各種資金融資などの自立支援事業を行います。	生活福祉課、子ども政策課	継続
91	緊急一時保護事業の実施	緊急に保護を必要とする女性の保護事業を行います。	子ども政策課	継続
92	配偶者暴力相談支援センター機能の整備	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センター機能の整備に向けて検討します。	人権政策課、子ども政策課、関係各課	新規

施策の方向（小項目） 関係機関・団体等との連携の強化

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
93	東京都との連携	東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター等との連携を図り、情報収集を行います。	人権政策課	新規
94	関係機関との連絡会議の開催	目黒区DV防止関係機関連絡会議を活用して、関係機関との連携を図ります。	人権政策課	新規
95	人権擁護委員・民生委員への情報提供	人権擁護委員の自主協議会や民生委員の定例会で相談先等を周知します。	人権政策課	新規

課題（中項目）3 - 3 生涯にわたる健康支援

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等・共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できる環境を整備していく必要があります。特に女性は、妊娠や出産等、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意していくことが求められます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ¹の「ことば」の周知も含め、この考え方に基づいた男女の生涯にわたる健康支援施策を実施していきます。

1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ= Reproductive Health/Rights

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

施策の方向（小項目） リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
96	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知するため、啓発誌の発行や講座を行います。	人権政策課	継続
97	母子保健事業における啓発	母子保健事業において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
98	相談事業の実施	健康や性に関する相談事業を実施します。	人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続
99	学校における性教育と教員研修の実施	性教育が人間教育の一環として位置づけられ、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導が行われるよう、性教育指導計画の作成や性教育研修会などを行います。	指導課	継続
100	性に関する情報の提供と学習機会の提供	性に関する科学的な知識を習得する中で、男女がお互いを尊重しあえる意識づくりを目指し、情報と講座等学習機会の提供を行います。	人権政策課、保健予防課、碑文谷保健センター、地域学習課	継続

施策の方向（小項目） 生涯にわたる健康保持・増進支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
101	各種健康診査の実施	生涯にわたって健康づくりを支援するため、特定健康診査、健康づくり健診、がん検診等、各種健康診査を実施します。	健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続
102	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	健やかな妊娠・出産を支援するため、母子健康手帳を交付するとともに、ハローベビークラスや健康診査、訪問指導などの事業を実施します。	保健予防課、碑文谷保健センター	継続
103	入院助産費用の援助	経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設での出産費用を援助します。	子ども政策課	継続
104	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	生活習慣病予防を含めた健康講座を開催し、健康学習を進めるとともに、相談事業を行います。	健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続
105	女性のための医療に関する情報提供	問合せに応じて、女性が受診しやすい医療に関する情報を提供します。	人権政策課、健康推進課、保健予防課、碑文谷保健センター	継続

目標（大項目）4 男女平等・共同参画の推進体制の強化

男女平等・共同参画推進のための施策は多岐にわたっています。「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」においては、その基本方針の一つに「男女が平等に共同参画する社会づくりの推進」を掲げ、区的全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしています。

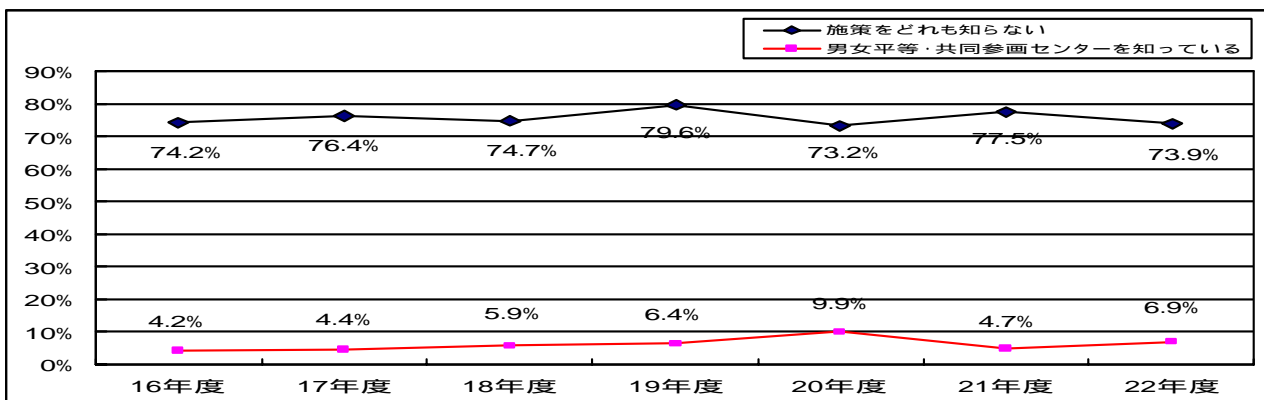
すべての所属において、職員一人ひとりが男女平等・共同参画の意識を持ち、事業を進めていきます。

課題（中項目）4 - 1 計画の推進体制の充実

区民意識調査の結果を見ると、区が実施している男女平等・共同参画施策を7割以上の区民が「どれも知らない」という状況にあります。また、男女平等・共同参画施策推進の拠点施設である男女平等・共同参画センターの認知度は、1割に満たない状況です。

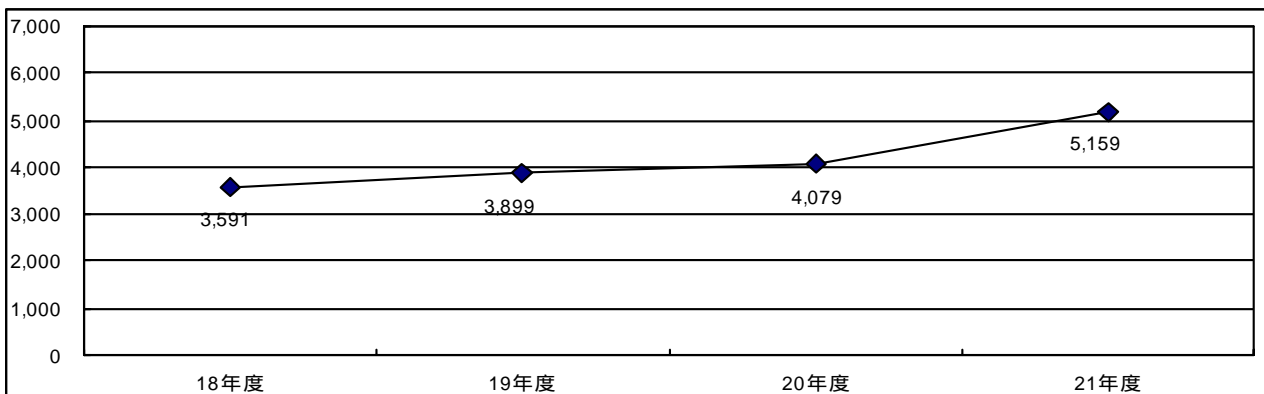
これらの状況を踏まえ、「人権・男女平等推進担当者会議」において、全庁的な調整を図りながら男女平等・共同参画に係る施策を推進するとともに、とりわけ男女平等・共同参画センターの周知に努めていきます。

【目黒区の男女平等・共同参画推進事業の認知度の推移】



平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

【男女平等・共同参画センター資料室来館者数の推移】



目黒区男女平等・共同参画センター事業記録

施策の方向（小項目） 推進体制の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
106	人権・男女平等推進担当者会議の充実	人権・男女平等推進担当者会議において、全庁的な調整を図りながら、男女平等・共同参画に係る施策を推進します。	人権政策課	継続
107	男女平等・共同参画オンブーズの運営	男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項等についての申出を処理します。	人権政策課	継続
108	情報連絡会の実施	男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ、男女平等・共同参画推進所管の三者が、情報を共有するため連絡会を実施します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目） 男女平等・共同参画センター事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
109	施設の周知	さまざまな機能を備えた男女平等・共同参画推進のための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	新規
110	資料室の充実	国内外の男女平等・共同参画に関する情報を収集し、提供します。	人権政策課	継続
111	相談事業の充実と連携	女性のさまざまな問題を解決するため、各種相談事業を実施し、必要に応じて相談員が相互に連携を図ります。	人権政策課	継続
112	学習の機会の提供	男女平等を推進するため、講座、講演会等を開催します。	人権政策課	継続
113	学習・交流の場の提供 【 15再掲】	男女平等を推進するための学習・交流の場として、会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
114	団体相互の交流の促進 【 16再掲】	団体の活動を支援するため、団体相互の交流促進事業を実施します。	人権政策課	継続
115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4 - 2 計画の進行管理

毎年度、目黒区男女平等・共同参画審議会において推進計画の進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ、さらなる事業の推進に取り組みます。

施策の方向（小項目） 進捗状況の評価、改善

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
116	区民意識調査の実施	区民の意識を把握し、今後の施策推進の基礎資料とするため、男女平等・共同参画に関する区民意識調査を実施します。	人権政策課	継続
117	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	継続
118	男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価の実施	区民意識調査と事業実績調査の結果を基に、計画の進捗状況を評価します。	人権政策課	継続
119	年次報告の公表	毎年度、男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書を作成し、公表します。	人権政策課	継続
120	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区職員対象の意識調査を実施します。	人権政策課	新規

課題（中項目）4 - 3 区民、事業者等との協働

男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するためには、区、区民、事業者等が協働して事業の実施に取り組むことが重要です。区民、事業者等の男女平等・共同参画意識を醸成するために、積極的に情報提供し、その活動を支援していきます。

施策の方向（小項目） 協働事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
121	協働事業の実施	区民、事業者等との協働事業を実施します。	人権政策課	継続
122	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営 【 115再掲】	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4 - 4 国、東京都、他自治体との連携

区の権限を超える法律改正や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。また、他自治体との情報共有も図ります。

施策の方向（小項目） 国、東京都、他自治体との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
123	国、東京都との連携	区の権限や領域を超える法律の見直しや制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。	人権政策課	継続
124	他自治体との連携	他自治体と男女平等推進施策に関する情報交換等を行いながら、連携して施策を推進します。	人権政策課	新規

資 料

1 目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例

平成 14 年 3 月
目黒区条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条 第 12 条）

第 3 章 目黒区男女平等・共同参画審議会（第 13 条 第 20 条）

第 4 章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（第 21 条 第 30 条）

第 5 章 雑則（第 31 条）

付則

基本的人権と法の下での平等は、日本国憲法がすべての人に保障する権利である。人権と平和の尊重は目黒区の基本理念でもあり、その実現のために男女が平等に参画する社会づくりの推進を施策の基本方針としている。

これまでも、目黒区は、男女平等の実現に向けて先進的な取組を行ってきたが、いまだなお、固定的な役割分担意識や社会的な慣行、性別による差別的な取扱いが解消されておらず、一層の積極的な取組が求められている。

目黒区が、既に少子高齢社会が進行している都市として、将来にわたり豊かで活力のある地域社会であるために、男女が個人として尊重され、共に責任を分かち合うとともに、自らの意思によって、その能力を発揮し、家庭、地域、職場などあらゆる分野において共同参画する社会を形成することが重要である。

目黒区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画する社会について理解と認識を深め、その実現のために協働していかなければならない。

私たちはここに、国や国際社会とも呼応し、男女が平等で、あらゆる分野に共同参画し、すべての人々の人権が尊重される豊かな地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関し、その基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、事業者及び区民の責務を明らかにし、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女が平等に共同参画する社会づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって区民一人一人の人権が尊重され、性別による差別のない、真に男女が平等に共同参画することのできる豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女が平等に共同参画する社会づくり 男女が、性別により差別的な取扱いを受けることなく、個人として尊重され、個性と能力を發揮し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場などあらゆる分野における活動に共同参画し、かつ、責任を分かち合う社会を形成することをいう。
- (2) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (3) 区民 区内に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶすべての個人をいう。

（基本理念）

第3条 男女が平等に共同参画する社会づくりは、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別により直接的、間接的に差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が解消され、男女が性別にかかわらず、個人の個性や能力を發揮し、その意欲や希望に沿って家庭生活と社会生活の両立ができるよう、その責任を対等に分かち合うこと。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、地域において、意思決定及び政策決定の過程に平等に共同参画すること。
- (4) 教育の場において男女の平等な共同参画を推進すること。
- (5) 区民は、国籍、性別、年齢にかかわらず、この条例に定める権利を有すること。

（区の責務）

第4条 区は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、国及び他の地方公共団体と連携して、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するものとする。
- 3 区は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するために、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たり、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に努めるものとする。

（区民の責務）

第6条 区民は、基本理念にのっとり、男女が平等に共同参画する社会づくりについての理解と認識を深め、区が行う施策に協力するとともに、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に主体的に努めるものとする。

（区、事業者及び区民の協働）

第7条 区、事業者及び区民は、男女が平等に共同参画する社会づくりを協働して推進するものとする。

第2章 基本的施策

（推進計画）

第8条 区長は、男女が平等に共同参画する社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、男女平等・共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための目標、施策の方向、行動指針その他重要な事項について定めるものとする。

3 推進計画は、必要に応じて見直すものとする。

4 区長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとし、事業者及び区民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

5 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ目黒区男女平等・共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

6 区長は、推進計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ事業者及び区民の意見を反映させるために適切な措置を講じなければならない。

（年次報告）

第9条 区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策の進捗よく状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

（推進施策）

第10条 区は、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 区民、事業者、区の職員、教員等に対する意識啓発に関する施策

(2) あらゆる教育及び学習の場における男女の平等と共同参画についての理解と認識を普及促進するための施策

(3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重される施策

(4) 男女間及び家庭内のあらゆる暴力の根絶に向けた施策

(5) 職場、学校、地域社会における性別による固定的な役割分担や差別的な取扱いの根絶に向けた施策

(6) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によって、その言動を受けた個人の生活環境を害したり、その言動を受けた個人の対応により不利益を与えたりすることをいう。）の根絶に向けた施策

(7) 男女が共に家庭生活と職業生活を両立するための施策

(8) 少子高齢社会に対応した男女の平等な共同参画を推進するための施策

(9) 政策決定及びあらゆる場の意思決定の過程における男女の平等な共同参画を推進するため施策

(10) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての格差を是正する積極的な措置を推進するための施策

(11) メディア・リテラシー（多様な情報伝達媒体からの情報を能動的に解釈し、批判する能力及び表現方法としてこれらを利用して発信する能力をいう。）を育成する施策

(12) 前各号に掲げるもののほか、男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するために必要な施策（拠点施設）

第11条 区は、基本理念を実現するため、必要な調査研究、情報の収集等を行い、区民等が活動するための拠点施設を整備する。

（付属機関等の委員）

第12条 区の付属機関等の委員の構成は、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。

第3章 目黒区男女平等・共同参画審議会

(設置)

第13条 男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第14条 審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。

3 審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べるすることができる。

(組織)

第15条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の6を超えてはならない。

(任期)

第16条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第18条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第19条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第20条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、審議会の会議への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

(設置)

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ(以下「オンブーズ」という。)を置く。

(申出の範囲)

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

(1) 区又は区が出資する法人等で区長が定めるものを行う施策で、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項

(2) 男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項

(3) その他男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

(1) 裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項

(3) 区議会等に請願、陳情等を行っている事項

(4) オンブーズの行為に関する事項

(所掌事項)

第23条 オンブーズは、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 前条第1項の規定による申出に係る審査

(2) 前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等

(3) 前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明

(4) 前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

(職務の遂行)

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることができない。

4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見を付けることができる。

(定数等)

第25条 オンブーズは、3人以内とし、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する。

(任期)

第26条 オンブーズの任期は2年とし、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第27条 区長は、オンブーズが心身の故障により職務の遂行に堪えないと認めるとき又はオンブーズとして著しくふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 オンブーズは、任期の満了又は前項に定める場合以外は、その意に反して解嘱されない。

(守秘義務)

第28条 オンブーズは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬の額)

第 29 条 オンブーズの報酬の額については、目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 12 月目黒区条例第 27 号)第 2 条の規定にかかわらず、目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 12 月目黒区条例第 28 号)別表に定める日額の限度額のうち特に高度な知識、経験又は資格を要する業務に従事する者について定められた額の範囲内で区長が定める額とする。

(オンブーズへの協力義務等)

第 30 条 区及び区が出資する法人等で区長が定めるものは、オンブーズの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、オンブーズから出頭、説明、意見又は資料の提出を求められたときは、協力しなければならない。

2 事業者及び区民は、オンブーズの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第 5 章 雑則

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、規則で定める日から施行する。(平成 14 年 5 月 20 日から施行)

2 目黒区男女平等・共同参画推進計画改定までの経過

年月日	経過
平成 21 年 10 月 29 日	平成 21 年度第 4 回男女平等・共同参画審議会 男女平等・共同参画審議会へ「目黒区男女平等・共同参画推進計画の改定にあたり、社会情勢の変化に対応した計画の修正等について」諮問
平成 21 年 11 月 9 日	平成 21 年度第 6 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 21 年 12 月 12 日	平成 21 年度第 7 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 22 年 1 月 9 日	平成 21 年度第 8 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 22 年 1 月 26 日	平成 21 年度第 5 回男女平等・共同参画審議会
平成 22 年 2 月 10 日	平成 21 年度第 9 回男女平等・共同参画審議会小委員会
平成 22 年 3 月 10 日	平成 21 年度第 6 回男女平等・共同参画審議会
平成 22 年 3 月 25 日	男女平等・共同参画審議会から「目黒区男女平等・共同参画推進計画の改定にあたり、社会情勢の変化に対応した計画の修正等について」答申
平成 22 年 4 月 8 日	政策決定会議
平成 22 年 5 月 24 日	平成 22 年度第 1 回人権・男女平等推進担当者会議
平成 22 年 6 月 18 日	平成 22 年度第 1 回人権関係実務担当者連絡会
平成 22 年 8 月 24 日	平成 22 年度第 2 回人権関係実務担当者連絡会
平成 22 年 10 月 6 日	平成 22 年度第 4 回男女平等・共同参画審議会
平成 22 年 10 月 22 日	平成 22 年度第 2 回人権・男女平等推進担当者会議

3 目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

会長 副会長

	氏名	任期	肩書き・選出団体等
学識経験者	岩田 拓朗	平成20年6月1日～	弁護士
	神尾 真知子	平成20年6月1日～	日本大学法学部教授
	小出 誠	平成20年6月1日～	(株)資生堂 経営企画部
	佐野 信子	平成20年6月1日～平成22年5月31日	立教大学コミュニティ福祉学部准教授
	鹿野 真美	平成20年6月1日～	弁護士 男女平等・共同参画センター法律相談員
	鈴木 淳子	平成22年10月1日～	慶應義塾大学文学部教授
区内関係団体	片渕 茂治	平成20年6月1日～	社団法人 目黒法人会
	藤本 豊彦	平成21年4月1日～	目黒区立中学校PTA連合会
	高階 明美	平成20年6月1日～平成22年5月31日	目黒区立小学校PTA連合会
	青柳 宏	平成22年6月1日～	
	西澤 澄江	平成20年6月1日～平成22年5月31日	目黒女性団体連絡会
	牛島 光恵	平成22年6月1日～	
	湯上 千春	平成20年6月1日～平成22年5月31日	目黒区男女平等条例を推進する会
	山形 洋子	平成22年6月1日～	
区内居住者	嵐 巖	平成20年6月1日～	区民(公募)
	内山 浩正	平成20年6月1日～	
	大本 郁子	平成20年6月1日～平成22年5月31日	
	小川 真子	平成20年6月1日～	
	田鍋 圭助	平成22年6月1日～	
	塚本 将子	平成20年6月1日～	

名簿の敬称は、省略させていただきました。

4 男女平等・共同参画推進に向けての主なあゆみ

年	国連関係	国	東京都	目黒区
1975 (昭和 50)	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 1976～85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言 「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 ・総理府婦人問題担当室設置	・国際婦人年婦人のつどい開催	
1976 (昭和 51)	・「国際婦人の10年」のスタート	・民法改正(離婚後婚氏続称制度の新設)	・都民生活局婦人計画課設置	
1977 (昭和 52)		・国立婦人教育会館開館 ・国内行動計画策定 計画期間:昭和52～61年度 ・国内行動計画前期重点目標発表		・長期計画推進会議の下部組織に婦人担当者会議設置
1978 (昭和 53)		・総理府「婦人の現状と施策 国内行動計画に関する第1回報告書」発表	・東京都婦人問題会議答申「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」 ・婦人問題解決のための東京都行動計画策定 計画期間:昭和54～60年度	
1979 (昭和 54)	・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択			・婦人問題担当設置 ・婦人問題懇話会設置
1980 (昭和 55)	・「国際婦人の10年」1980年世界会議(コペンハーゲン) サブテーマ「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式(57カ国) 国連婦人の10年後半期行動プログラム採択	・「女子差別撤廃条約」に署名		
1981 (昭和 56)	・ILO第156号条約(家族的責任を有する労働者条約)、第67回ILO総会で採択	・国内行動計画後期重点目標決定		・婦人問題懇話会提言
1982 (昭和 57)			・東京都婦人問題協議会答申「『国際婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」	・婦人総合計画策定
1983 (昭和 58)			・婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定 計画期間:昭和58～平成2年度	
1984 (昭和 59)		・国籍における父母両系主義採用		
1985 (昭和 60)	・「国際婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) 2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(372項目)採択	・育児休業法成立(女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象) ・民法一部改正(離婚時の氏使用可能等) ・国籍法、戸籍法、一部改正・施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ) 男女雇用機会均等法成立	・東京都婦人問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	・婦人問題に関する職員意識調査実施

1986 (昭和 61)		・「婦人問題企画推進有識者会議」開催		
1987 (昭和 62)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画 計画期間:昭和 62～平成 12 年度	・東京都婦人問題協議会報告「21 世紀へ向けての新たな展開」	・第 1 回目黒女性のつどい開催
1988 (昭和 63)				・婦人情報センター(仮称)建設決定 ・婦人問題に関する意識と実態調査実施
1989 (平成元)		・パートタイム労働指針制定	・東京都婦人問題協議会報告「21 世紀へ向け男女平等の実現をめざして」	
1990 (平成 2)	・ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論		・東京都女性問題協議会報告「21 世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」	
1991 (平成 3)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画第一次改定 計画期間平成 3～7 年度 ・育児休業法成立	・女性問題解決のための東京都行動計画「21 世紀へ男女平等推進とくまのプラン」策定 計画期間:平成 3～12 年度 ・東京都男女平等推進基金設置	・女性問題懇話会設置
1992 (平成 4)		・婦人問題担当大臣設置	・財団法人東京女性財団設立	・女性政策課新設 ・女性情報センター開館 ・女性問題懇話会提言
1993 (平成 5)	・世界人権会議(ウィーン)	・パートタイム労働法成立	・東京都女性問題協議会報告「男女平等の社会的風土づくり」	・女性計画策定
1994 (平成 6)	・世界人口・開発会議(カイロ) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択	・総理府男女共同参画室設置		・女性計画推進委員会設置
1995 (平成 7)	・第 4 回世界女性会議(北京) ・行動綱領採択	・育児・介護休業法成立(介護休業制度を法制化。平成 11 年からは休業の制度化が事業主の義務)	・東京都女性問題協議会報告「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 ・東京ウィメンズプラザ開館	
1996 (平成 8)		・男女共同参画 2000 年プラン 計画期間:平成 12 年度まで		
1997 (平成 9)		・男女雇用機会均等法改正(一部を除き平成 11 年 4 月 1 日施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ、セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応) ・労働基準法一部改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・育児・介護休業法一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設)	・東京都女性問題協議会報告「男女が平等に参画するまち東京」	・男女共同参画懇話会設置 ・区民意識・実態調査実施
1998 (平成 10)		・「婦人週間」を「女性週間」に変更	・男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 計画期間:平成 10～19 年度 ・東京都女性問題協議会報告「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」	・男女共同参画懇話会答申

1999 (平成 11)		・男女共同参画社会基本法 成立・施行		・男女平等推進計画策定 ・男女平等推進委員会設置
2000 (平成 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨ ーク)	・「男女共同参画基本計画」 計画期間(施策):平成 13～17 年度)	・東京都男女平等参画基本条 例成立・施行	・人権政策課に名称変更 ・男女平等推進委員会提言
2001 (平成 13)		・内閣府男女共同参画局設 置 ・配偶者暴力防止法成立	・東京都男女平等参画審議会 答申「男女平等参画のための 東京都行動計画の基本的考え 方」	・男女平等参画懇話会設 置、答申
2002 (平成 14)			・男女平等参画のための東京都 行動計画「チャンス&サポート 東京プラン2002」策定 計画期間:平成 14～18 年度 ・配偶者暴力相談支援センター 業務を開始 ・財団法人東京女性財団解散	・「男女が平等に共同参画す る社会づくり条例」制定 ・男女平等・共同参画審議会 設置 ・男女平等・共同参画オンブ ーズ設置 ・男女平等・共同参画に関す る意識実態調査実施(対象 2,000 人)
2003 (平成 15)		・次世代育成支援対策推 進法の成立	・東京都男女平等推進基金廃 止	・男女平等・共同参画審議会 答申
2004 (平成 16)		・配偶者暴力防止法一部改 正(暴力に精神的暴力を 含め、対象に元配偶者も 含める、子への接近禁止 命令を可能に) ・育児・介護休業法一部改 正(対象者の拡大、育休 期間延長、介護休業の取 得回数制限の緩和、子の 看護休暇創設)	・東京都男女平等参画審議会 調査審議報告「配偶者暴力に 関する被害実態の把握・分析 及び対策について」	・男女平等・共同参画推進 計画策定 ・男女平等・共同参画に関 する意識調査実施(対象 1,500 人)
2005 (平成 17)	・国連「北京 + 10」世界閣 僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」 計画期間(施策):平成 18～22 年度	・「次世代育成支援東京都行動 計画」策定	・男女平等・共同参画に関す る意識調査実施(対象 1,500 人)
2006 (平成 18)		・男女雇用機会均等法改正 (男女双方に対する差別 の禁止、間接差別の禁 止、妊娠・出産等を理由と する不利益取扱いの禁 止、セクハラ対策の措置義 務化)	・「東京都配偶者暴力対策基本 計画」策定 計画期間平成 18～20 年度 ・東京都男女平等参画審議会 答申「男女平等参画のための 東京都行動計画の改定にあた っての基本的考え方について」	・男女平等・共同参画に関す る意識調査実施(対象 1,500 人)
2007 (平成 19)			・男女平等参画のための東京都 行動計画「チャンス&サポート 東京プラン2007」策定 計画期間:平成 19～23 年度	・男女平等・共同参画に関す る意識実態調査実施(対象 2,500 人)
2008 (平成 20)		・「次世代育成支援対策推 進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する基本的な方針」改定		・男女平等・共同参画に関 する意識調査実施(対象 1,500 人) ・職員の男女平等・共同参画 に関する意識調査実施
2009 (平成 21)	・女子差別撤廃委員会が 第 6 回日本審査の総括 所見発表	・「育児・介護休業法」一部 改正	・「東京都配偶者暴力対策基本 計画」改定 計画期間:平成 21～23 年度	・男女平等・共同参画に関す る意識調査実施(対象 1,500 人)
2010 (平成 22)	・国連「北京 + 15」記念会 合(ニューヨーク) 「宣言」採択			・男女平等・共同参画審議会 答申 ・男女平等・共同参画に関す る意識調査実施(対象 1,500 人)
2011 (平成 23)				・男女平等・共同参画推進計 画改定 計画期間:平成 23～27 年度

5 平成 22 年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査の概要

[1] 調査の目的

この調査は、男女平等・共同参画に関する区民の意識を把握し、今後の関係施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

[2] 調査方法と回収状況

- (1) 調査地域 目黒区全域
- (2) 調査対象 目黒区在住の 18 歳以上の男女個人
- (3) 対象者数 1,500 人(女性 750 人、男性 750 人)
- (4) 抽出方法 住民基本台帳を基に層化無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送配布 - 郵送回収
- (6) 調査期間 平成 22 年 4 月 26 日(調査票発送) ~ 5 月 25 日(返送締め切り)
- (7) 調査実施機関 目黒区総務部人権政策課
- (8) 回収状況

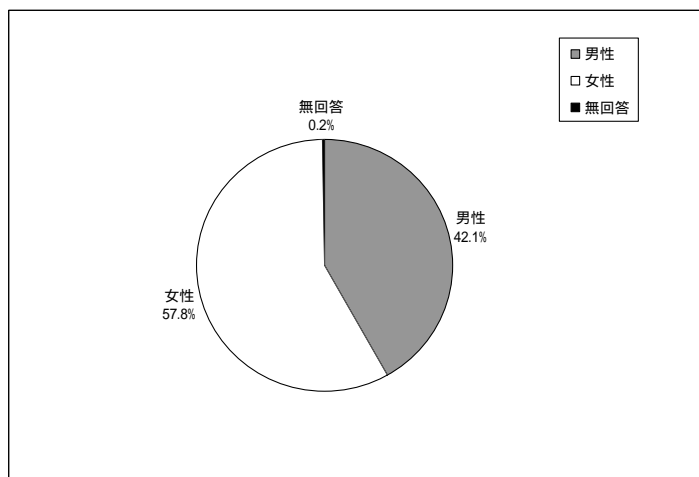
	標本数	有効回収数	有効回収率
総数	1,500	606	40.4%
女性	750	350	46.7%
男性	750	255	34.0%
性別無回答	-	1	-

[3] 調査の内容

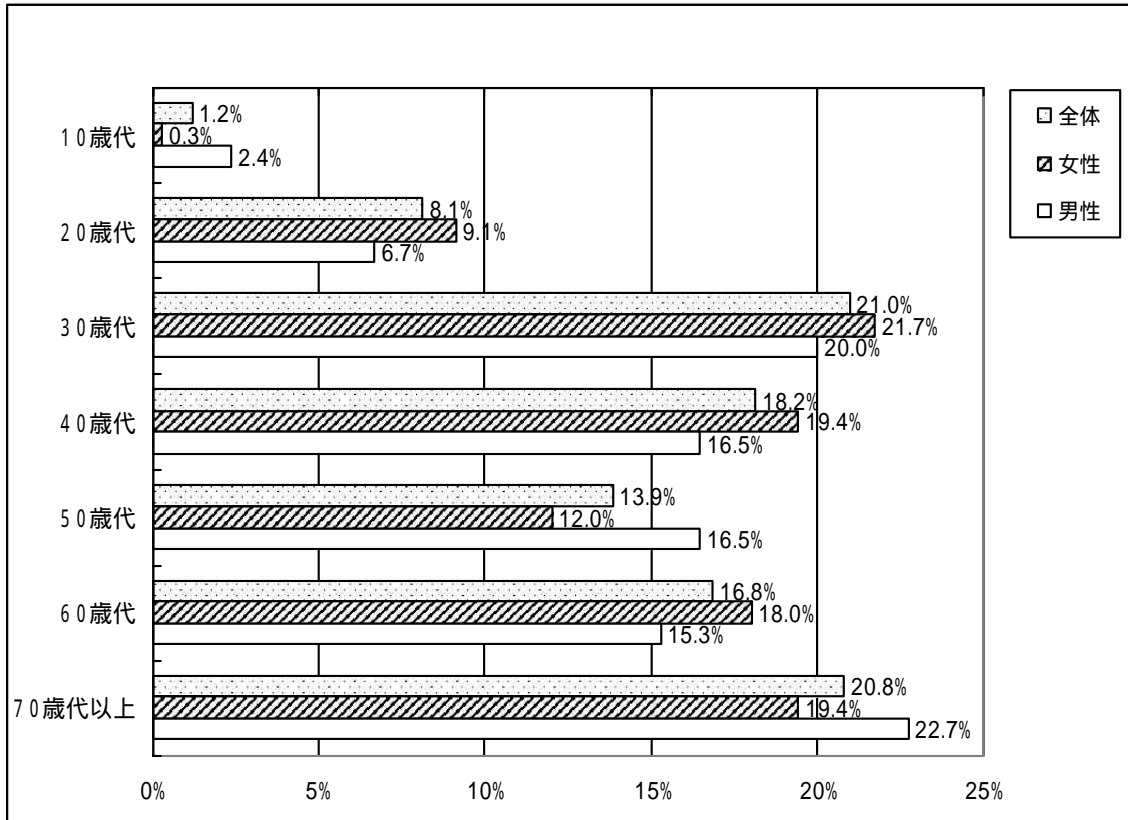
- (1) 男女平等に関する意識
- (2) 男女平等教育
- (3) 人権
- (4) 家庭生活
- (5) 男女平等・共同参画施策

[4] 回答者のプロフィール

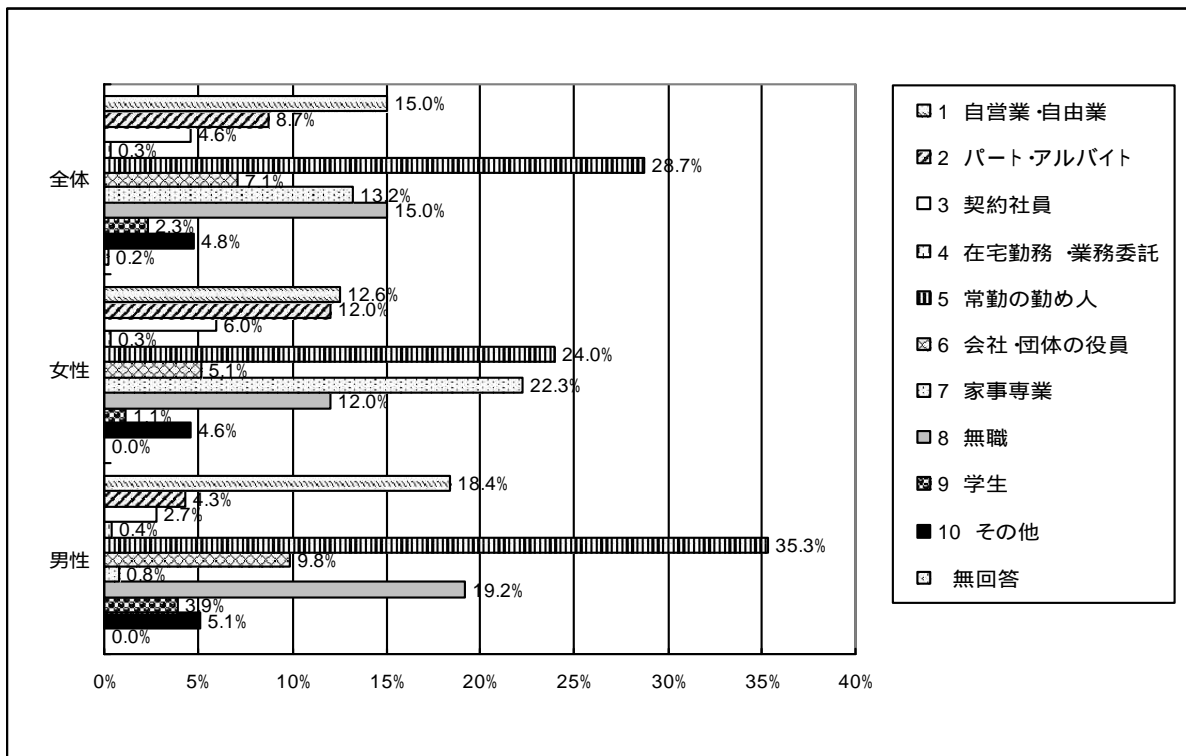
(1) 性別



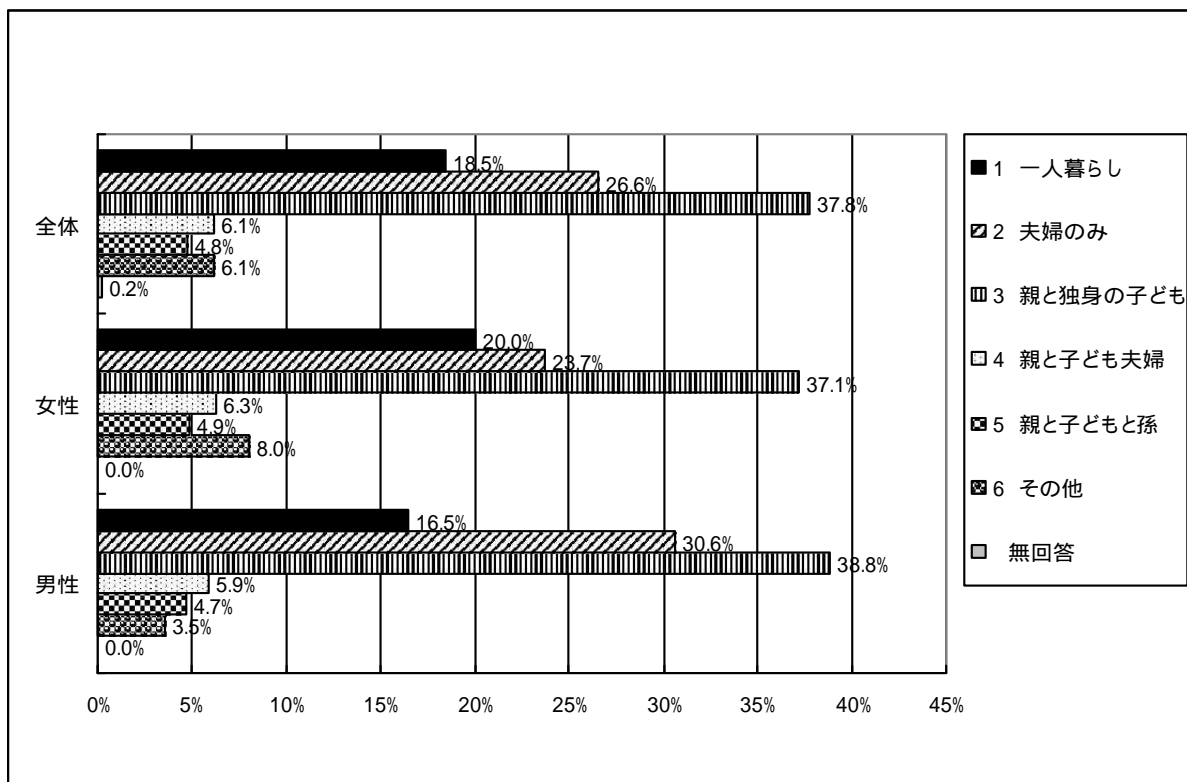
(2) 年齢



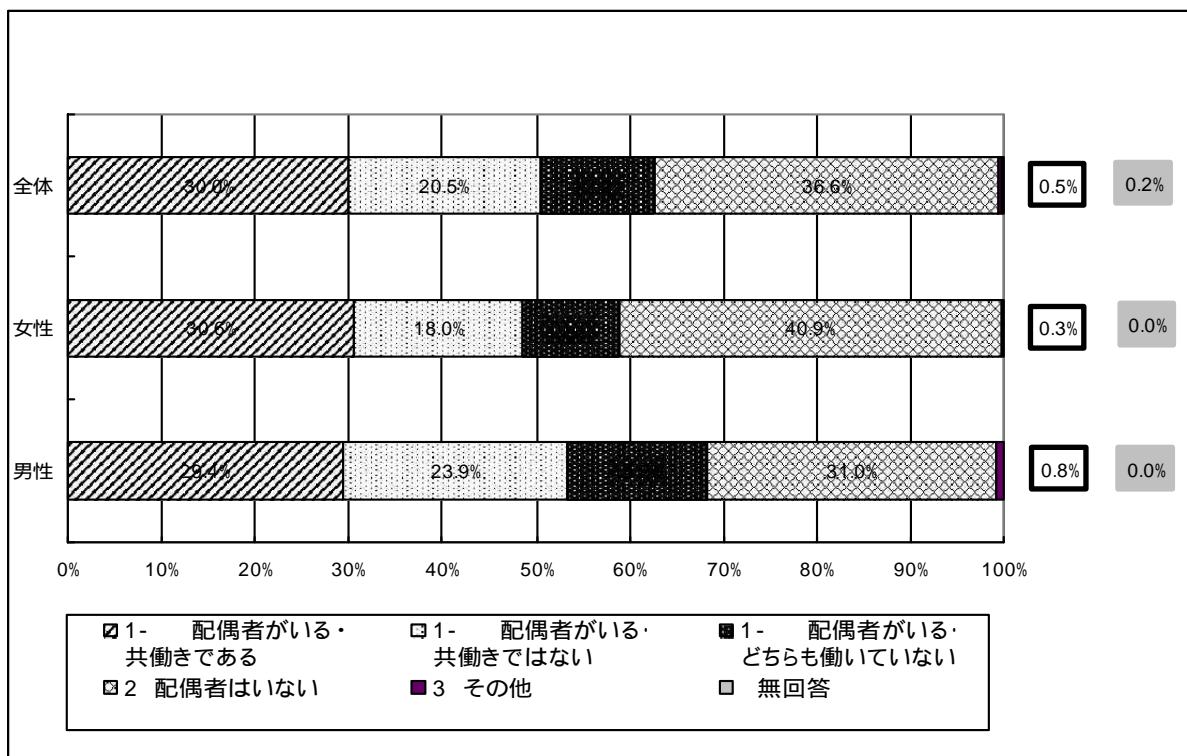
(3) 職業



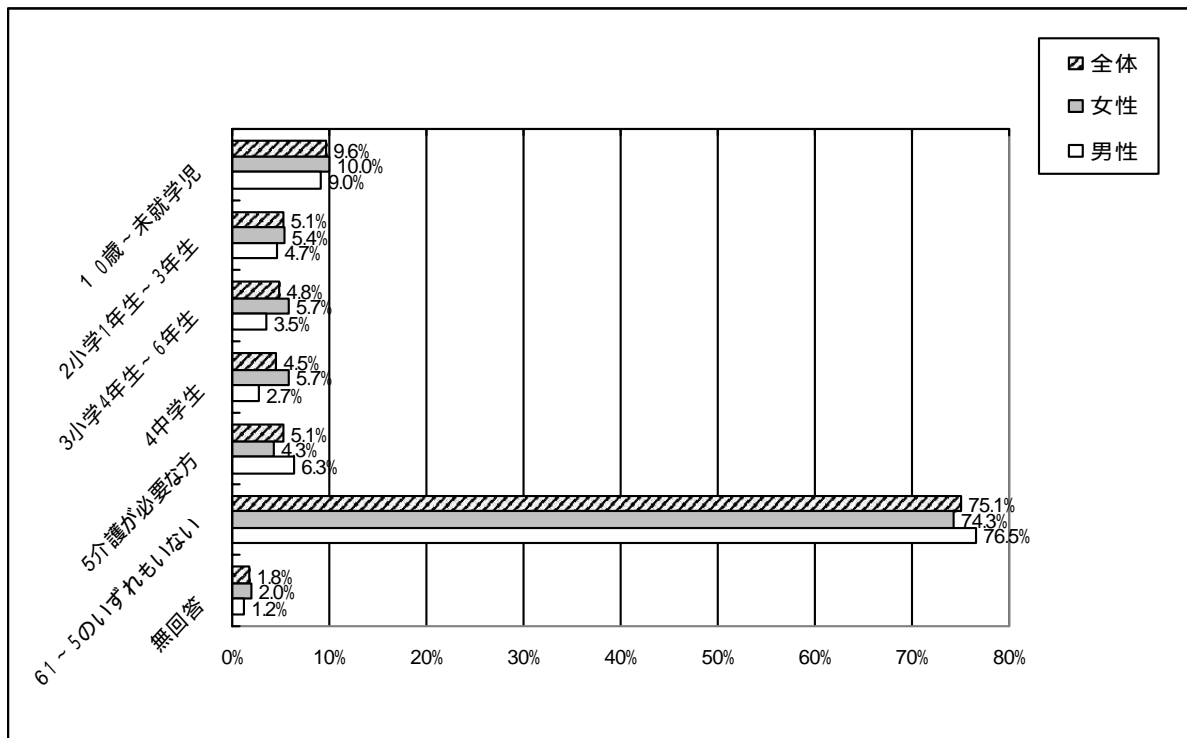
(4) 世帯構成



(5) 配偶者の有無と働き方



(6) 子どもと介護の必要な方の有無



6 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号

〔総理大臣署名〕

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

〔総理・法務・厚生労働大臣署名〕

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章 保護命令（第十条 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加え

られることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、
又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去す
ること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ
ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装
置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り
得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を
害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次

項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面

で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕